

第2次 あわらし市教育振興基本計画 (前期計画)

2022 ▶ 2026
(令和4年度) (令和8年度)



令和4年2月
あわらし市教育委員会

目次

I 計画の策定について	1
1 本市の教育を取り巻く現状と課題	
2 計画策定の背景	
3 基本構想	
II 基本方針	5
体系図	5
基本方針1 生きる力を育み、自らの夢や希望の実現に向けて進む人材を育てます	
施策1 確かな学力の育成	11
施策2 豊かな心と健やかな体の育成	15
施策3 グローバル化に対応した教育の推進	18
基本方針1の指標・目標	20
基本方針2 ふるさとあわらを愛し、地域に貢献しようとする心を育むふるさと教育を推進します	
施策1 ふるさとを愛する心の育成	21
施策2 キャリア教育の推進	24
基本方針2の指標・目標	25
基本方針3 子どもたちが安心して学び、教職員が安心して教えられる環境づくりを推進します	
施策1 ICT環境の整備	26
施策2 特別支援教育の充実	28
施策3 生徒指導・教育相談体制の整備と充実	30
施策4 学校安全の推進	32
施策5 就学支援および関係機関との連携の推進	34
施策6 外国人児童生徒に対する教育環境の整備	35
施策7 金津高等学校との連携	36
基本方針3の指標・目標	37
基本方針4 家庭・地域・学校が連携して、子どもの成長を見守り、支えることができるあわら市全体の教育力の向上を目指します	
施策1 家庭の教育力の向上	38
施策2 地域の教育力の向上	40
施策3 コミュニティスクール化の検討	41
基本方針4の指標・目標	42

基本方針 5 誰もが生涯にわたって学び、心豊かな暮らしを送るために、生涯学習活動の充実を図ります

- 施策 1 多様な学習機会の充実・提供…………… 43
- 施策 2 地域人材の発掘・育成…………… 45
- 基本方針 5 の指標・目標…………… 46

基本方針 6 芸術・文化活動を進めるとともに、文化財の保護・活用の推進に取り組めます

- 施策 1 芸術、文化の振興…………… 47
- 施策 2 文化財の保護・活用の推進…………… 49
- 基本方針 6 の指標・目標…………… 50

基本方針 7 誰もが健康な心と体で活力ある生活を送ることができるよう、子どもから高齢者まで幅広い世代が親しみ楽しめるスポーツ活動を推進します

- 施策 1 生涯スポーツの推進…………… 51
- 施策 2 競技スポーツの推進…………… 54
- 施策 3 スポーツ施設の整備・充実…………… 56
- 基本方針 7 の指標・目標…………… 57

Ⅲ 新たな時代を見据えた環境づくりに向けて …… 58

- 1 教職員の資質・能力の向上
- 2 学校の業務改善と教職員の働き方改革の推進
- 3 社会の変化に対応した教育施設の整備

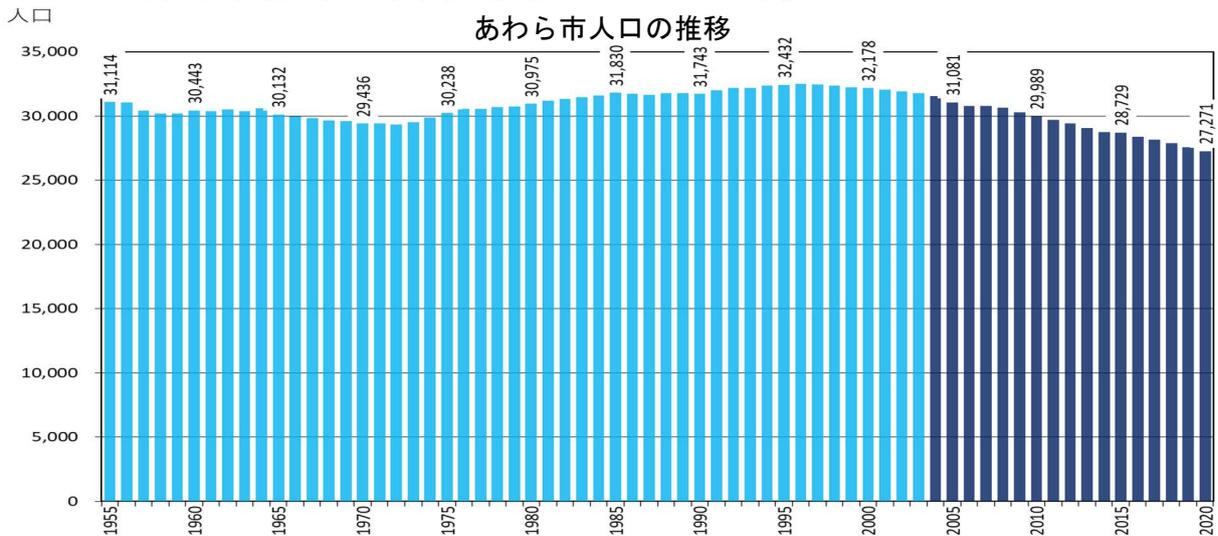
資料編…………… 61

- 1 教育に関する大綱（第 2 次）
- 2 あわら市教育振興基本計画策定委員会設置要綱
- 3 策定体制
- 4 策定経過
- 5 教育振興基本計画策定委員会・専門委員会名簿

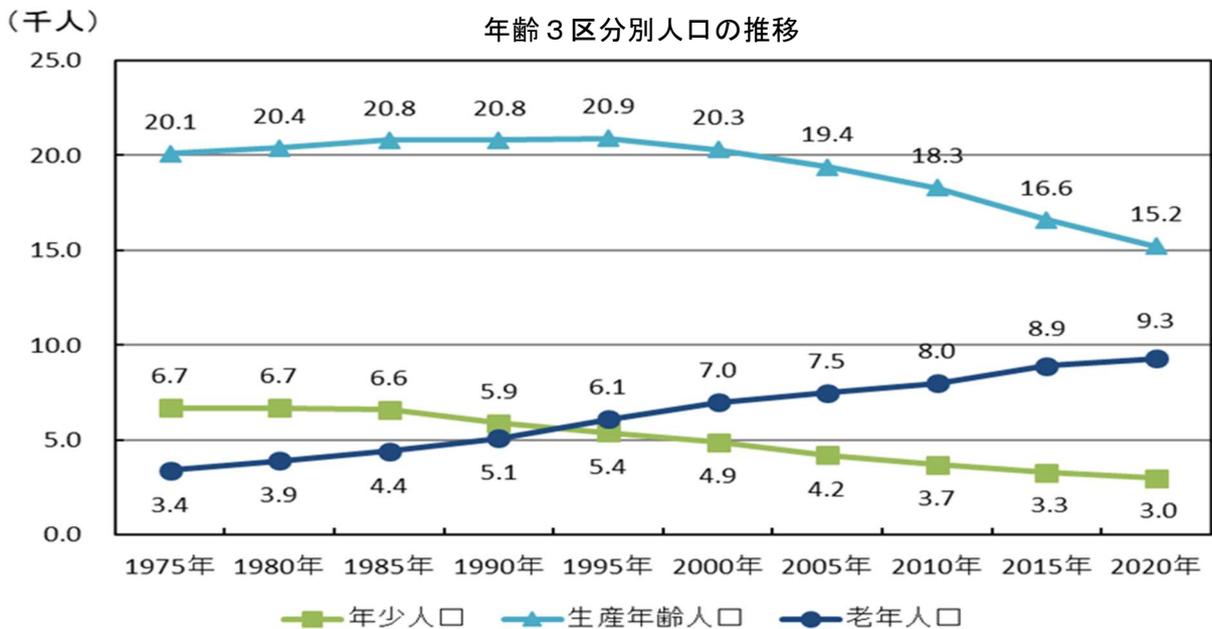
I 計画の策定について

1 本市の教育を取り巻く現状と課題

本市の人口は1996年をピークに減少しており、2010年からの10年間で約2700人減少しています。また、年齢3区分別では、老年人口※の増加に対し、年少人口※と生産年齢人口※の減少が著しくなっています。特に20代前半の人口が少なく、若年層の人口流出が顕著となっています。



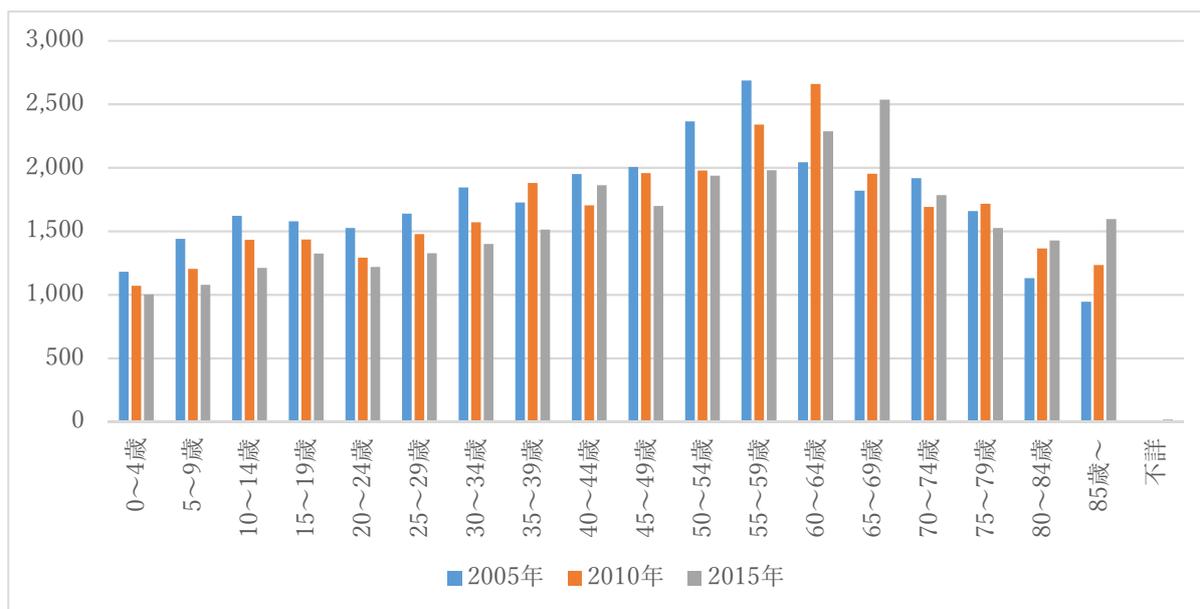
出典：国勢調査（1955年～2015年）、福井県統計年鑑（1956年～2019年の国勢調査年以外、2020年）



出典：国勢調査（1975年～2015年）、福井県統計年鑑（2020年）

※老年人口：65歳以上人口
 ※年少人口：15歳未満人口
 ※生産年齢人口：15～64歳人口

あわらし市年齢別人口



出典：国勢調査（2005年、2010年、2015年）

この人口形態の変化に加えて、グローバル化や高度情報化の進展、絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境が大きく、かつ急速に変化しています。また、地球規模での環境破壊、新型コロナウイルスによる世界的なパンデミックのように、これまで経験したことのない現象が発生するなど、予測が困難な時代となっています。

このような時代にあって、学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、様々な情報を見極め、知識を理解し情報を再構築するなどして新たな価値につなげていく力、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにする力を育成することが求められています。

また社会教育では、地域コミュニティの衰退や文化・スポーツの各種団体活動の停滞が一部に見られます。そのため自発的に活動したい人の活動の場が減少しつつあり、生涯学習の場の提供や生きがいづくりの環境整備が求められています。

2 計画策定の背景

国においては平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」を策定し、県でも令和2年3月に「第3期福井県教育振興基本計画」を策定しています。これらの計画を踏まえ、本市は令和3年2月に「教育に関する大綱※（第2次）」を策定しました。

この「教育に関する大綱（第2次）」をもとに本市教育委員会では、学校教育や社会教育の充実をはじめ、生涯学習や芸術・文化の振興、スポーツ活動の推進など、今後目指すべき教育の基本的な方向や施策を明らかにした「第2次教育振興基本計画（前期計画）」を策定します。

3 基本構想

令和3年2月に策定された本市の「教育に関する大綱（第2次）」を本市の教育施策を進めるうえでの基本構想とします。また本計画は、「あわら市総合振興計画」と整合性を図りながら、教育における分野別計画として位置付け、「あわら市総合振興基本計画」および「教育に関する大綱（第2次）」に示された概念や方針に沿って具体的な施策を推進するための行動計画とします。

(1) 基本理念

本市の「教育に関する大綱（第2次）」には基本理念として次のとおり掲げられています。

ふるさとあわらを愛し、一人一人が夢や希望を持ち個性が輝く教育
～ふるさと愛の醸成と自らの可能性に挑戦する教育の推進～

本市の教育は、ふるさと愛を高め、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく身につけさせる、総合的な学力の育成を図ることを目指します。

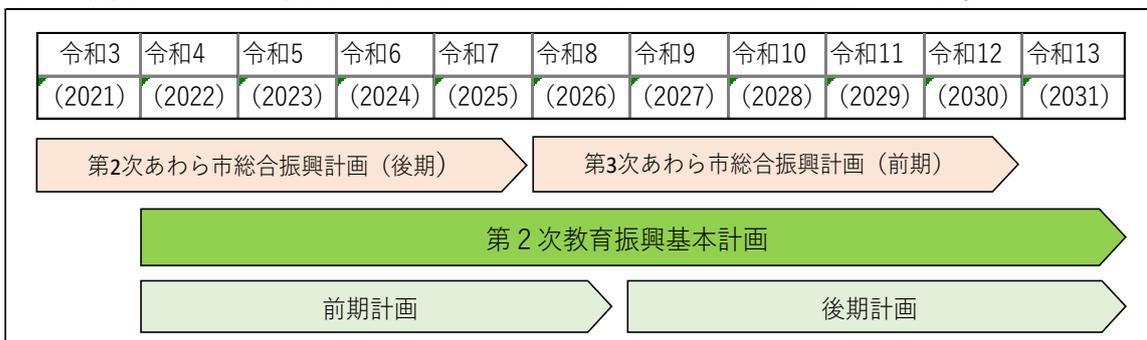
そして、このことを土台に、子どもも大人も一人一人が生涯にわたって夢や希望を持ち続け、それぞれの個性を發揮し自らの可能性に挑戦するとともに、一人では解決できない事があっても、様々な人々と協働しながら乗り越えていける、生きる力を育む教育の推進を図ります。

※教育に関する大綱

地方公共団体の長がその地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策を定めるもの（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3）

(2) 計画の期間

この計画は令和13年度までの10年間を見据えたものとし、令和4年度から令和8年度までの5年間に取り組むべき施策について示すものです。



(3) 持続可能な開発目標 (SDGs) について

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成27年9月の国連サミットで採択された国際目標で「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、持続可能でよりよい世界を目指して取り組むべき目標のことをいいます。令和12年を年限とする17の目標(ゴール)と169のターゲットが定められており、国や県においても様々な取組みが進められています。

本市においても令和3年3月に策定された「第2次あわらし総合振興計画後期基本計画」においてSDGsへの取組みが明記されました。教育分野においても、基本方針ごとにSDGsのアイコンを表示させることでSDGsの共通認識を持ち、目標達成に寄与することとします。



II 基本方針

体系図

基本方針 1 生きる力を育み、自らの夢や希望の実現に向けて進む人材を育てます	
施策 1 確かな学力の育成	
取組 1 児童生徒が学ぶ意欲を持ち、自ら課題を見つけて主体的に判断し、よりよく問題解決をしようとする資質や能力を育てます。	<ul style="list-style-type: none"> ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進 ② 国や県、市の学力調査の分析結果の活用
取組 2 基礎学力の定着を図るため、児童生徒一人一人の学習状況に応じた指導を充実できるよう習熟度別・少人数指導を積極的に導入します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 習熟度別・少人数指導の拡充 ② 学習アプリの導入
取組 3 読書活動やNIEを充実させ、学びの基盤となる読み解く力を育成するとともに、自らの考えを表現する力を伸ばします。	<ul style="list-style-type: none"> ① 学校図書館の積極的な活用 ② ペア読書やビブリオバトルの推進 ③ 新聞を活用した授業や研修会の推進
取組 4 ICTなどを活用して、児童生徒一人一人の個性や能力を最大限に引き出すための教育の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ① 一人一台の学習用端末の効果的な活用 ② 児童生徒の情報活用能力の育成
施策 2 豊かな心と健やかな体の育成	
取組 1 学校での道徳教育や特別活動をはじめ、様々な体験学習やボランティア活動などを通して、命の大切さを知り、他者への思いやりを育む教育を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ① 道徳教育の推進 ② 体験活動の充実
取組 2 すべての児童生徒が、どのような理由があってもいじめは許されないということを十分理解し、互いの人権を尊重する教育を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ① いじめについて考え、議論する道徳授業の推進 ② 人権教育の推進
取組 3 家庭と連携して、子どもたちにとって生涯にわたり重要となる望ましい生活習慣の確立を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ① 家庭との連携強化の推進 ② 家庭教育支援の推進
取組 4 子どもたちの健康・体力づくりを推進するとともに、食育について普及啓発を図るなど健康教育を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ① 体育授業および業間活動での体力づくりの充実 ② 運動が好きになるような体育授業の推進 ③ 学校保健の充実 ④ 学校給食の充実 ⑤ 食育の推進

基本方針 1 生きる力を育み、自らの夢や希望の実現に向けて進む人材を育てます

施策 3 グローバル化に対応した教育の推進

取組 1 小学校における英語教育の教科化に対応するため、専科教員をはじめALTおよび英語指導員の配置を行い、小学校における英語教育の充実を図ります。

- ① 小中で連携した英語教育の推進
- ② ALTおよび英語指導員の配置
- ③ 英語専科教員の配置と育成

取組 2 芦原中学校、金津中学校および金津高等学校の生徒を対象に行っている米国および中国への派遣事業を核とした国際交流を積極的に推進し、異文化理解や外国語によるコミュニケーション力の向上を図り、世界を視野に入れた人材の育成を進めます。

- ① 国際交流の推進
- ② 英語によるコミュニケーション力の向上

基本方針 2 ふるさとあわらを愛し、地域に貢献しようとする心を育むふるさと教育を推進します

施策 1 ふるさとを愛する心の育成

取組 1 地域の人々との関わりの中で、ふるさとあわらの自然、歴史、文化、環境、食、産業、先人などについて学び、それらを他に発信する取組みを通して、ふるさと愛を高める教育を推進します。

- ① 郷土歴史資料館出前授業の実施
- ② 地域と進める体験推進事業の実施
- ③ ふるさとの魅力発信推進事業の実施
- ④ 副読本「魯迅と藤野巖九郎」の全児童配布
- ⑤ 思い出づくり体験入浴の実施

取組 2 地域の課題を発見し解決する学習を通して、ふるさとの今を知ることにより、地域に貢献しようとする気持ちを養います。

- ① 社会科副読本「わたしたちのあわら市」の活用

施策 2 キャリア教育の推進

取組 1 キャリア教育を生き方を学ぶ教育と捉え、教科を横断した学習や体験活動などを通して夢や希望を持ち、それを自らの職業観につなげられるよう、系統立てたキャリア教育の推進を図ります。

- ① 体験活動の充実
- ② 日頃の学校生活でのキャリア教育

取組 2 あわら市の企業や地域産業について学び、将来ふるさとで働く意識を高めるとともに、地元企業とも連携したキャリア教育を推進します。

- ① 地元企業との交流の推進

基本方針 3 子どもたちが安心して学び、教職員が安心して教えられる環境づくりを推進します

施策 1 ICT環境の整備

取組 1 児童生徒一人一台の学習用端末を配備し、一人一人の能力を最大限に伸ばすため、ICTを活用した教育をより一層推進します。

- ① 一人一台の学習用端末の効果的な活用
- ② 児童生徒の情報活用能力の育成

取組 2 教職員のICTの活用能力を高めるための研修などを行います。

- ① 情報教育担当者会の開催
- ② ICT活用に関する研修の開催

取組 3 教職員がICTを安心かつ積極的に活用できるようICT教育指導員を配置し、教職員の指導力の向上を図ります。

- ① ICT教育指導員の配置

取組 4 予期せぬ臨時休業に備え、ICTの活用による家庭と学校をつなぐ通信環境を整備します。

- ① 高速通信網の活用

基本方針3 子どもたちが安心して学び、教職員が安心して教えられる環境づくりを推進します

施策2 特別支援教育の充実

取組1	共生社会や障がいのある人への理解を深める教育に努めます。
①	多様性理解や人権教育につながる授業実践の推奨および蓄積
取組2	障がいの有無に関わらず、一人一人の状態やニーズに応じた指導や支援を行います。
①	生活支援員の配置
②	教育支援計画・指導計画の作成
取組3	特別支援教育指導員を教育委員会内に配置し、福祉関係機関との連携を行うことにより、早期に配慮が必要な子どもに気づく体制の充実を図ります。
①	就学前からの気付きがちな子どもの状況把握の強化
②	切れ目ない支援の強化
取組4	障がいの状況や適性に応じた十分な情報を提供するとともに、本人や保護者の意見を最大限に尊重し、将来を見通した適切な就学先の決定に努めます。
①	あわらし市就学相談ガイド(仮称)の作成・活用
②	就学相談の実施
取組5	教職員の障がいに対する理解を深めるため、研修の機会や教職員間の連携を通して指導の専門性を高めます。
①	「児童理解や障がい理解につながる教職員研修」への参加促進
②	教職員向け「多様な子どもたちの理解や支援に関する研修」の実施

施策3 生徒指導・教育相談体制の整備と充実

取組1	いじめや不登校など生徒指導上の諸問題について、未然防止や早期発見、解消などに教職員全体で組織的に取り組みます。
①	魅力ある学校づくりの推進
②	支援体制の構築
取組2	教職員全体が教育相談の考え方を理解し実践できるよう、研修の機会を設けるなど校内の教育相談体制の充実を図ります。
①	校内における現職教育
②	あわらし市不登校対策委員会「たんぼぼ委員会」の開催
③	移行支援の強化
取組3	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、問題行動の未然防止や早期の対応を図り解決につなげます。
①	スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの積極的活用
②	適応指導教室「いきいき教室」の積極的活用
③	「Q-U」の実施
④	関係機関との連携の強化

施策4 学校安全の推進

取組1	児童生徒および教職員の新型コロナウイルスの予防対策を徹底し、感染しない、感染させない環境を作ります。
①	学校および家庭での感染症対策
取組2	地域社会や保護者および関係機関と連携し、児童生徒の登下校時の見守り活動を継続し、不審者による事件、事故の発生を防ぎます。
①	見守り活動の充実
取組3	学校における安全点検や防災訓練などを通して、地震や台風などの災害に備えるための防災意識の向上を図ります。
①	防災意識の向上
取組4	学校給食センターと連携し食物アレルギーのある児童生徒の対応を万全の体制で行い、安全で安心な給食を提供します。
①	食物アレルギー対応

基本方針 3 子どもたちが安心して学び、教職員が安心して教えられる環境づくりを推進します

施策 5 就学支援および関係機関との連携の推進

取組 1 経済的な理由により就学支援を必要とする家庭に対し、適切な支援を行い、義務教育の円滑な推進を図ります。

- ① 適切な情報の提供
- ② 就学援助費および特別支援教育就学奨励費の支給

取組 2 貧困や児童虐待など子どもの命を脅かす事案を未然に防ぐため、児童相談所など関係機関との適切な連携を図ります。

- ① 関係機関との適切な連携

施策 6 外国人児童生徒に対する教育環境の整備

取組 1 外国人児童生徒の転入に対し円滑な学校生活への対応を図るため、日本語指導員の配置や日本語翻訳機を導入するなど教育環境を整備します。

- ① 外国人児童生徒の教育環境の整備

施策 7 金津高等学校との連携

取組 1 市内唯一の高校である金津高等学校との連携型中高一貫教育の充実を図るとともに、生徒だけでなく教職員同士の交流を深めることで、互いの教育力の向上を図ります。

- ① 連携型中高一貫教育の充実
- ② 特色ある教育の推進

基本方針 4 家庭・地域・学校が連携して、子どもの成長を見守り、支えることができるあわら市全体の教育力の向上を目指します

施策 1 家庭の教育力の向上

取組 1 子どもの成長の根幹は家庭教育にあり、特に、子どもが幼い時ほど親の愛情が大切になるため、福祉関係機関と連携し、幼児期および小学校低学年の家庭教育の向上を図ります。

- ① 福祉関係機関との連携
- ② 家庭との連携強化の推進

取組 2 核家族化が進むなか、学校やPTA、教育委員会が中心となり、望ましい家庭教育のあり方についての研修や学びの機会を設けます。

- ① 学びの機会の設定
- ② 家庭教育支援の推進

施策 2 地域の教育力の向上

取組 1 子どもは、家庭での愛情とともに地域の中で認め、愛されていくことで自己肯定感が芽生え、望ましい大人へと成長します。子どもたちに地域の人たちが大切にしている祭りや行事、公民館活動などへの参加を促し、地域の一員としての自覚を高めます。

- ① 地域行事への積極的な参加の推進
- ② 公民館活動への積極的な参画

取組 2 子ども会行事などへの関心を高めるため、市子ども会連合会などが中心となり、大人と一緒に参加しやすい行事の推進を図ります。

- ① 子ども会活動の推進
- ② 地域の有識者による歴史・文化の伝承

施策 3 コミュニティ・スクール化の検討

取組 1 国が進めるコミュニティ・スクールの導入を視野に、学校、保護者、地域住民が一体となった学校運営のあり方について検討を検討します。

- ① 福井型コミュニティ・スクール制度の検討

基本方針 5 誰もが生涯にわたって学び、心豊かな暮らしを送るために、生涯学習活動の充実を図ります

施策 1 多様な学習機会の充実・提供

取組 1 市民一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続けるための学習機会を増やし、内容の充実を図ります。

- ① 多様な学びの機会の提供
- ② 情報化社会への対応

取組 2 地区公民館の定期講座、単発講座においてオンラインを活用するなど創意工夫し、幅広い世代がいつでもどこでも学べる環境を整えるとともに、ホームページやSNSを活用して情報発信を行います。

- ① 情報化社会に対応した学習機会の提供
- ② 情報発信の支援

取組 3 図書館は身近な生活情報館であることから、その機能を十分に活用できるよう、レファレンスサービスなど各種サービスの充実を図り、誰もが親しめる環境づくりを進めます。

- ① 図書館の情報発信の充実
- ② 利用環境の整備充実

施策 2 地域人材の発掘・育成

取組 1 地域固有の文化や、先人が培ってきた豊かな知識や技術を生かし、ふるさとを担う人づくり・地域づくりを促進します。

- ① 地域資源を活用した学習機会の提供
- ② 文化施設の相互連携による魅力的な企画展や講座の展開

取組 2 生涯学習地区推進員同士の交流を深めるとともに、まちづくり団体との連携を強化し、その地域の特性を生かした幅広い活動ができるよう支援します。

- ① 地域交流による幅広い学習内容の充実
- ② まちづくり団体との連携による地域住民の相互学習の推進

基本方針 6 芸術・文化活動を進めるとともに、文化財の保護・活用の推進に取り組みます

施策 1 芸術・文化の振興

取組 1 市民が金津創作の森美術館において、企画展の鑑賞や創作活動を体験することにより、芸術・文化に対する興味や関心を持つとともに、本市が美術館を有することに誇りを感じられるよう、金津創作の森美術館の魅力化を推進します。

- ① 金津創作の森美術館の幅広い世代に親しまれる企画の展開
- ② 新たな魅力の創造

取組 2 市民が日常生活の中で文化活動に親しめるよう、市文化協議会など文化団体活動への支援を強化し、成果発表の場を提供するとともに、新たな文化活動を促進します。

- ① 芸術・文化活動の発表と鑑賞機会の充実
- ② 文化団体への支援と文化活動継承者の育成
- ③ あわら市の独自性を生かした文化活動の育成

施策 2 文化財の保護・活用の推進

取組 1 郷土歴史資料館の企画展を魅力あるものにするとともに、歴史や風土を知るうえで貴重な文化財の保護や市民への広報活動を積極的に行い、ふるさとへの興味関心の喚起と愛着の醸成を図ります。

- ① 各種企画の充実
- ② 出前講座などの充実

取組 2 地域に根差した文化遺産を継承するとともに、文化資源として多方面の活用を推進します。

- ① 文化財保存活用地域計画の策定および推進
- ② DXの推進

基本方針 7 誰もが健康な心と体で活力ある生活を送ることができるよう、子どもから高齢者まで幅広い世代が親しみ楽しめるスポーツ活動を推進します

施策 1 生涯スポーツの推進

取組 1 スポーツ協会と連携し、各種スポーツ事業の内容を充実させ、魅力化を図ります。

- ① スポーツ協会活動の支援
- ② 各種スポーツ事業内容の充実
- ③ ニューススポーツ事業の充実

取組 2 総合型スポーツクラブである「あわらトリムクラブ」やスポーツ協会の各団体を指導・育成し、幅広い世代のニーズに対応できる生涯スポーツの推進体制を充実します。

- ① 「あわらトリムクラブ」の機能強化
- ② 部活動と社会体育の連携
- ③ 各団体へのサポート

取組 3 スポーツ推進委員やスポーツ少年団活動の指導者および育成母集団への指導や研修の機会を持ち、指導者の資質の向上と育成に努めます。

- ① スポーツ推進委員活動の充実
- ② スポーツ少年団活動の充実

施策 2 競技スポーツの推進

取組 1 スポーツ少年団活動をはじめとしたジュニア選手を育成する活動を支援するとともに、有望なジュニア選手を継続的に強化する環境を整備し、将来のトップアスリートの輩出を目指します。

- ① ジュニア選手の発掘と育成
- ② 指導者の育成

取組 2 令和3年に開催された全国高等学校総合体育大会や平成30年に開催された福井国体で得た経験をレガシーとして生かし、これからの競技の普及と競技力の向上を図ります。

- ① カヌー競技の普及と競技力向上
- ② 各団体へのサポート
- ③ トップレベルの大会の開催

施策 3 スポーツ施設の整備・充実

取組 1 利用者が安全に安心して利用できる環境づくりを進めるため、スポーツ施設の計画的な改修を行い、長寿命化を図るとともに、将来の維持管理を考慮した施設の充実に努めます。

- ① スポーツ施設の長寿命化
- ② スポーツ施設の集約化の検討

取組 2 利用者の利便性を向上させるため、施設予約のシステム化など、効率的な管理運営を進めます。

- ① 施設予約システムの構築

基本方針 1



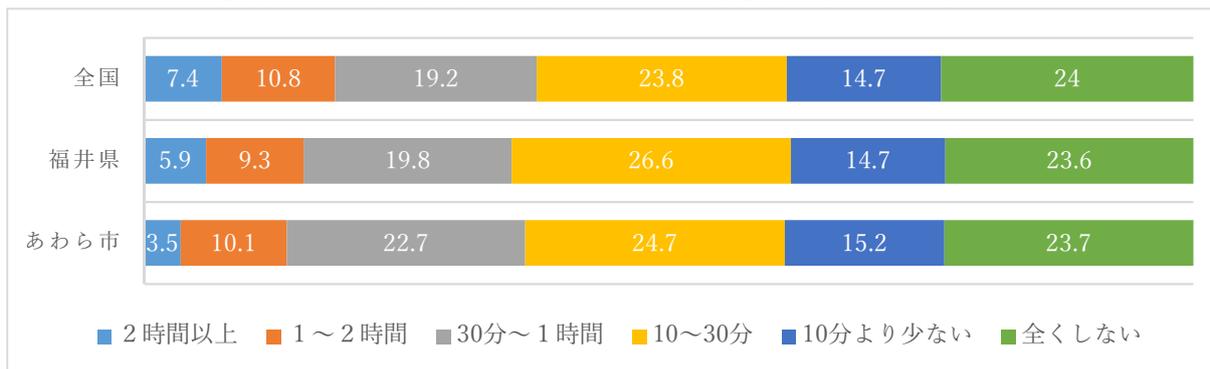
生きる力を育み、自らの夢や希望の実現に向けて
進む人材を育てます

施策 1 確かな学力の育成

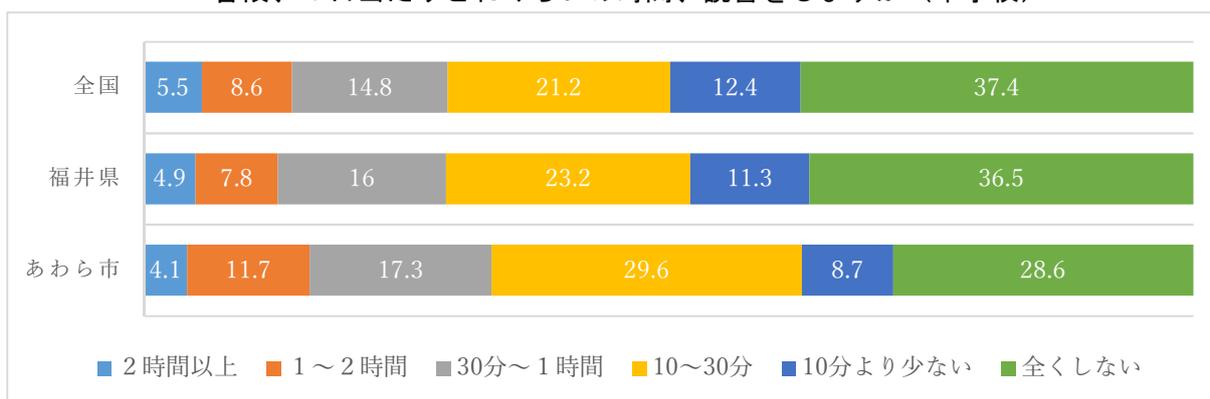
現状と課題

- 小学6年生と中学3年生を対象に行われる全国学力・学習状況調査において、本市の小・中学生の学力は、ほとんどの教科で全国平均を上回っています。引き続き、基礎・基本の確実な定着を図りながら、個に応じた指導を充実させていくことが必要です。
- 本市の児童生徒の傾向として、自分で計画的に学習を進めたり、休日に進んで勉強したりする子の割合が少ないようです。子どもたちのやる気を引き出すための働きかけを行いながら、自立した子どもたちに育成していくことが必要です。
- 児童の約4分の1、生徒の約3分の1が、普段全く読書をしていないという調査結果があります。新聞についてはほとんど読まない児童が5割以上、生徒は6割以上となっています。中学生までの読書習慣や活字に触れる習慣の形成が必要です。
- 一人一台の学習用端末の配備、高速・大容量の通信ネットワークの整備が進められています。それに伴い、ICT機器を活用した授業改善が必要です。また、児童生徒が情報および情報手段を主体的に選択し活用していくための情報活用能力の育成が求められています。

普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（小学校）

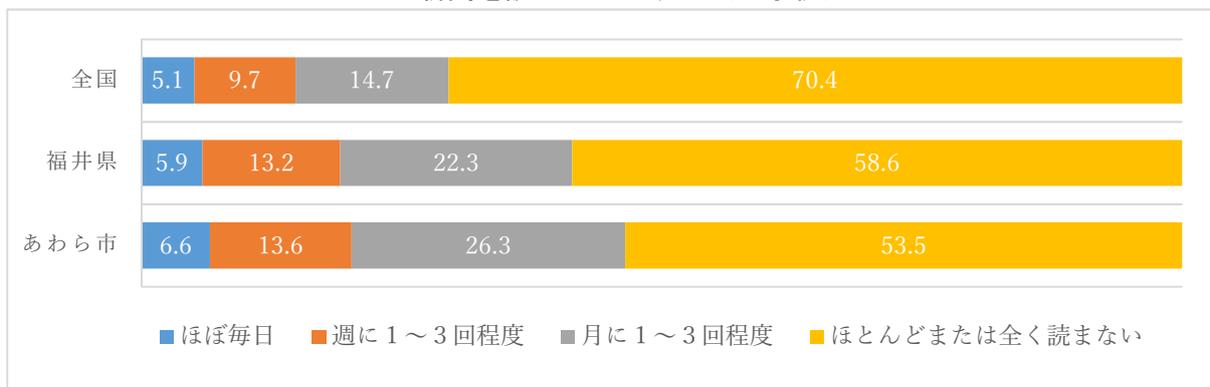


普段、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（中学校）

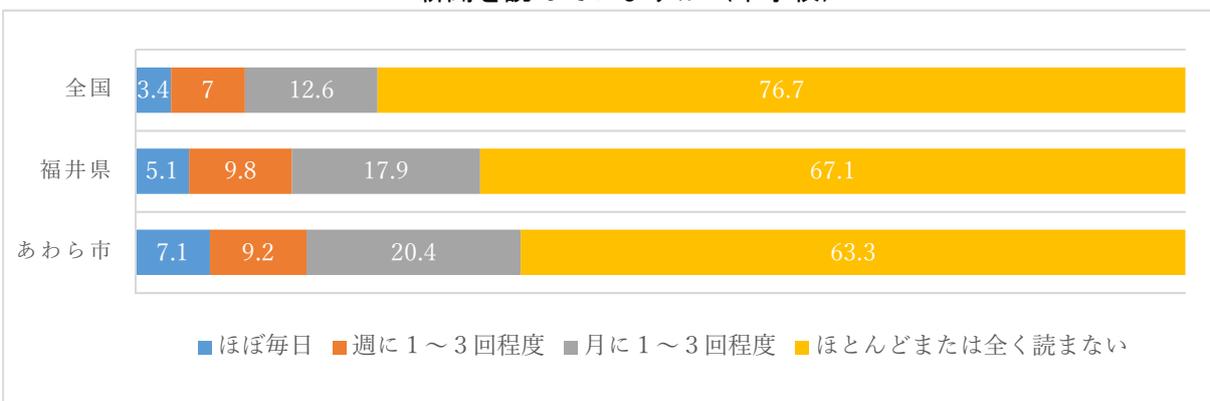


出典：令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

新聞を読んでいますか（小学校）



新聞を読んでいますか（中学校）



出典：令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

取組 1 児童生徒が学ぶ意欲を持ち、自ら課題を見つけて主体的に判断し、よりよく問題解決をしようとする資質や能力を育てます。

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進
児童生徒が生涯にわたり能動的に学び続けることができるようにするために、課題に対して問題意識を持ち、他と協働して問題を解決する授業を推進します。
- ② 国や県、市の学力調査の分析結果の活用
全国学力・学習状況調査や県、市の学力調査の分析結果に基づき、各学校が学力向上プランを作成し、学力向上の取組みを工夫・改善します。

取組 2 基礎学力の定着を図るため、児童生徒一人一人の学習状況に応じた指導を充実できるよう習熟度別・少人数指導を積極的に導入します。

- ① 習熟度別・少人数指導の拡充
これまで行われてきた中学校の英語における習熟度別・少人数指導の効果を検証し、導入する教科などを拡大します。
- ② 学習アプリの導入
個別最適な学びに向けて、どのような学習アプリが適切かを検討し、導入します。

取組 3 読書活動やNIE※を充実させ、学びの基盤となる読み解く力を育成するとともに、自らの考えを表現する力を伸ばします。

- ① 学校図書館の積極的な活用
学校図書館での授業や朝の読書活動により子どもたちの読書への関心を高め、家庭における読書を促進します。また、図書担当教員と連携を図りながら中学校に配置した司書による校区内小学校巡回を継続するとともに、新たに小学校に司書やボランティアを配置します。
- ② ペア読書※やビブリオバトル※の推進
ペア読書やビブリオバトルなど、児童生徒が読書の感想を共有する取組みを推進します。
- ③ 新聞を活用した授業や研修会の推進
NIE教育研究会と連携し、新聞を活用した授業や公開授業、研修会を推進します。

※NIE

Newspaper in Education の略。教育に新聞を活用すること

※ペア読書

2人で同じ本を読んで、感想や意見を交わす読書法

※ビブリオバトル

参加者同士で面白いと思った本を持ち寄り、その本を紹介しあいディスカッションを行う。最終的に一番読みたいと思った本を投票し、得票数を競うゲーム

取組 4 ICTなどを活用して、児童生徒一人一人の個性や能力を最大限に引き出すための教育の推進を図ります。

- ① 一人一台の学習用端末の効果的な活用
レポート作成やプレゼンテーションなどの活動を通して、お互いの考えを伝えあう学習を推進します。
- ② 児童生徒の情報活用能力の育成
児童生徒が情報モラルを身につけ、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用する力を育成します。



施策2 豊かな心と健やかな体の育成

現状と課題

- 人と人とのつながりが希薄化するなか、他者への思いやりや社会性の欠如、豊かな自然体験や生活体験の不足などが指摘されています。そのような中で、本市においても、道德教育や様々な体験活動を一層充実させていくことが必要です。
- 本市では「いじめ防止対策基本方針」を策定し、積極的にいじめを認知し、早期解決に取り組んでいます。今後は、道德の時間を要とした学校の教育活動全体を通して、いじめや人権についてより充実した取組みを継続していくことが必要です。
- 児童生徒の「朝食を食べる習慣」や「家庭での規則正しい生活」については、概ね定着してきています。豊かな心と健やかな体を育むために、今後も家庭と連携しながら望ましい生活習慣を確立していくことが必要です。
- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、本市の児童生徒の運動能力は、全国平均を上回る結果を維持しています。一方で運動習慣の二極化がみられます。その傾向を食い止め、「運動を好きになってもらう」取組みを推進していくことが必要です。
- 子どもたちが一生にわたって健やかに生きていくことができるよう、その基礎をつくるために「食育」が重要な役割を果たしています。近年、偏った栄養摂取などの食生活の乱れが指摘されており、望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育を一層推進していくことが必要です。

朝食を毎日食べていますか（小学校）



朝食を毎日食べていますか（中学校）



出典：令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

取組 1 学校での道徳教育や特別活動をはじめ、様々な体験学習やボランティア活動などを通して、命の大切さを知り、他者への思いやりを育む教育を進めます。

① 道徳教育の推進

各学校において、道徳の公開授業を行います。また、ボランティア活動、自然体験活動、福祉体験活動などの道徳性を養うための体験活動や情操を育む活動を積極的に活用したり、地域の人々や保護者から積極的に授業の参加協力を得たりするなど、多様な指導方法や授業形態の工夫を図ります。

② 体験活動の充実

豊かな人間性や社会性を育むために、各学校において学級会、児童会、生徒会、学校行事などの特別活動の充実を図ります。また、各学校の特色を生かしながら、異学年による活動を充実させ、望ましい人間関係の育成に努めます。さらに、地域人材や外部の指導者を活用し、体験活動の充実を図ります。

取組 2 すべての児童生徒が、どのような理由があってもいじめは許されないということを十分理解し、互いの人権を尊重する教育を進めます。

① いじめについて考え、議論する道徳授業の推進

児童生徒の発達段階に応じ、いじめについて具体的事例をもとに、「あなたならどうするか」を真正面から問い、深く考え、議論する道徳の授業を推進します。

② 人権教育の推進

教職員の人権意識を高めるとともに、児童生徒の発達段階に応じた人権教育を推進していきます。特にインターネットによる人権侵害についての対応を強化します。

取組 3 家庭と連携して、子どもたちにとって生涯にわたり重要となる望ましい生活習慣の確立を図ります。

① 家庭との連携強化の推進

基本的な生活習慣の一つである「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣づけを学校と家庭が連携して推進します。また、保護者が子育てについての不安や悩みを気軽に相談できるよう、保護者との面談の機会を確保し相談体制の充実を図ります。

② 家庭教育支援の推進

こども園や市PTA連合会と連携し、家庭教育に関する保護者の学びの場について、様々な媒体を活用して情報の提供や普及啓発活動を行います。また、子どもの基本的な生活習慣や子どもとの関わり方、社会のルールなどについて学ぶ家庭教育講座を企画し、保護者が気軽に参加できる場を提供します。

取組4 子どもたちの健康・体力づくりを推進するとともに、食育について普及啓発を図るなど健康教育を進めます。

- ① 体育授業および業間活動での体力づくりの充実
各学校において、体力と運動能力を高める授業を実践するとともに、業間活動を利用した体力づくりの充実を図ります。
- ② 運動が好きになるような体育授業の推進
保健体育指導主事の指導・助言のもと、児童生徒が運動好きになるように、小学校では「楽しく、運動への充実感を実感できる授業」、中学校では「自主的、主体的に運動に取り組める授業」づくりを推進します。
- ③ 学校保健の充実
保健主事および養護教諭の研修を行い、保健学習や保健指導を一層充実させ、児童生徒の健康増進を図ります。また、学校・家庭・関係機関との連携を強化し、感染症の予防および発生時の初動体制の整備を図ります。さらには、食物アレルギーをはじめ、アレルギー疾患により配慮が必要な児童生徒への対応については、家庭・関係機関と連携し管理体制を強化します。
- ④ 学校給食の充実
地元食材を学校給食に活用し児童生徒が地域への理解を深め、地域への愛着が培われるよう、地産地消を推進します。また、献立の工夫・改善を図り、栄養のバランスのとれた魅力ある給食を提供するとともに、給食施設・設備の適正管理を行い、衛生管理の徹底を図ります。
- ⑤ 食育の推進
食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、栄養教諭と連携をとりながら、教科や特別活動などにおける食に関する指導、給食の時間における行事食や食材についての指導、偏食や肥満の個別相談など、積極的に食育に取り組みます。

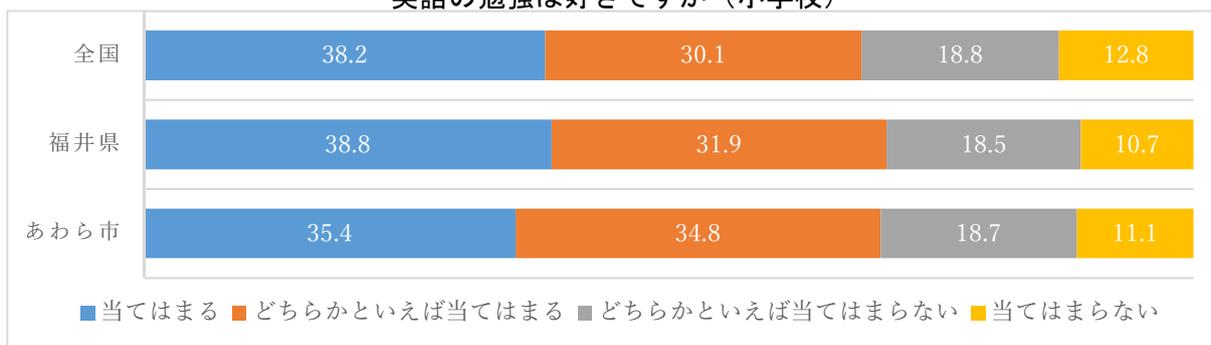


施策3 グローバル化に対応した教育の推進

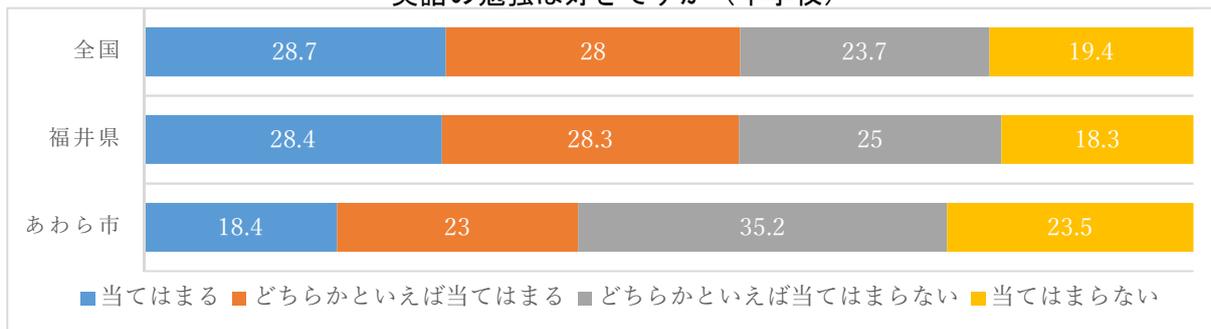
現状と課題

- 令和6年の北陸新幹線開業を背景に、本市を訪れる外国人の数は一層増加することが見込まれており、多様な人々が共に生きる国際社会への転換が始まっています。国際社会の中で多種多様な価値観のもと、他者と共生していくためには、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意見を表現し、相互の理解を深めようとする態度を育成することが必要です。
- 「英語の勉強が好きですか」との質問に対して、肯定的な回答をする児童生徒の割合は、学年が上がるにつれて減少し、特に中学校では全国や県の平均を大きく下回っています。小中学校の教員の英語指導力の向上を柱とした指導体制の大幅な強化が必要です。また、生徒が国際理解や国際交流が身近なものとして実感できる機会を充実させていくことも必要です。

英語の勉強は好きですか（小学校）



英語の勉強は好きですか（中学校）



出典：令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

取組 1 小学校における英語教育の教科化に対応するため、専科教員をはじめALTおよび英語指導員の配置を行い、小学校における英語教育の充実を図ります。

① 小中で連携した英語教育の推進

各小中学校では、小学校英語の授業を中学校英語科の教員が参観に行ったり、その逆を行ったりして互いの指導力向上を図ります。

② ALTおよび英語指導員の配置

ALTおよび英語指導員を引き続き配置して各学校へ派遣し、授業づくりや指導方法の支援を一層強化します。

③ 英語専科教員の配置と育成

小学校において、英語専科教員の配置を拡充し、担任の授業力向上を図るとともに、英語専科教員の育成を図ります。

取組 2 芦原中学校、金津中学校および金津高等学校の生徒を対象に行っている米国および中国への派遣事業を核とした国際交流を積極的に推進し、異文化理解や外国語によるコミュニケーション力の向上を図り、世界を視野に入れた人材の育成を進めます。

① 国際交流の推進

米国および中国への派遣事業を軸に、文通やオンラインによる国際理解や交流学習を推進します。

② 英語によるコミュニケーション力の向上

ALTとのスピーキングテストを充実し、中学生のスピーキング力の向上を目指します。



基本方針 1 の指標・目標

基本方針 1 に掲げた施策の展開に当たっては、目標を次のとおり設定します。

指標	現状※ (令和 3 年度)	目標 (令和 8 年度)
難しいことでも失敗を恐れず挑戦する児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小：78.8% 中：70.5%	小：85.0% 中：80.0%
普段読書をしない小中学生の割合 (全国学力・学習状況調査)	小：23.7% 中：28.6%	小：15.0% 中：20.0%
朝食を毎日食べている児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小：85.4% 中：82.1%	小：90.0% 中：90.0%
英語の勉強が好きな小中学生の割合 (全国学力・学習状況調査)	小：70.2% 中：41.4%	小：75.0% 中：50.0%
家で自分で計画を立てて勉強をしている児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小：27.3% 中：16.3%	小：30.0% 中：20.0%
新聞を読んでいる児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小：6.6% 中：7.1%	小：10.0% 中：10.0%
道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいる児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小：52.0% 中：58.2%	小：62.0% 中：68.0%

※ 令和 3 年度のデータが既に判明しているため、令和 3 年度の数値を用いた。

基本方針 2



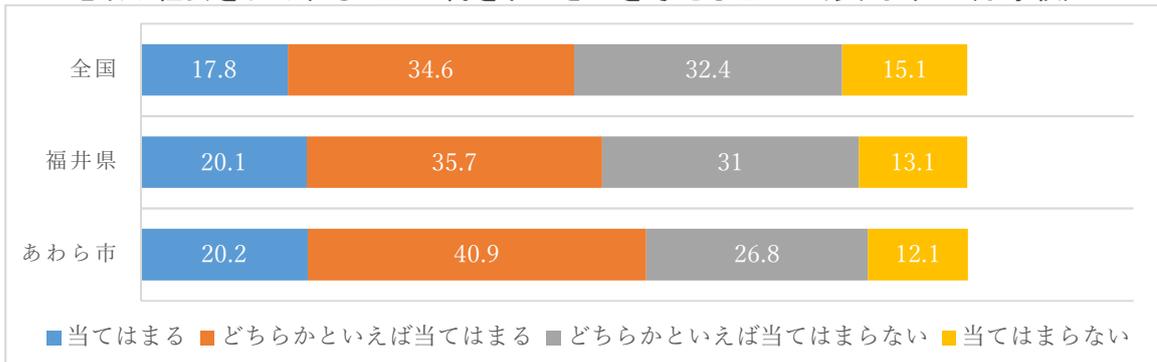
ふるさとあわらを愛し、地域に貢献しようとする心を育むふるさと教育を推進します

施策 1 ふるさとを愛する心の育成

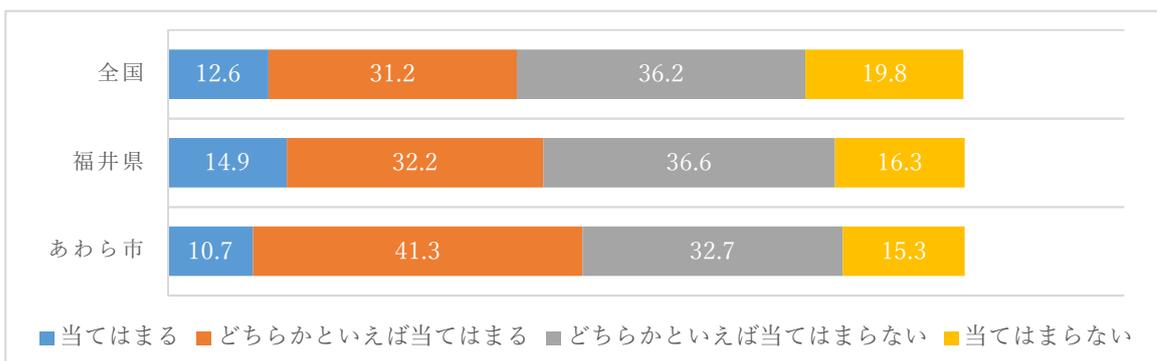
現状と課題

- 「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」との質問に対して小学生、中学生ともに肯定的な回答をした割合が全国平均・県平均を上回っています。今後も、子どもたちが郷土の歴史や自然、伝統、産業などを学ぶとともに、地域の人々との関わりの中で、ふるさとあわらを愛し、地域や社会に貢献する心を育てるふるさと教育の推進が必要です。

地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか(小学校)



地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか(中学校)



出典：令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙調査

取組 1 地域の人々との関わりの中で、ふるさとあわらの自然、歴史、文化、環境、食、産業、先人などについて学び、それらを他に発信する取組みを通して、ふるさと愛を高める教育を推進します。

① 郷土歴史資料館出前授業の実施

現在、郷土歴史資料館の学芸員が各学校を訪問し、郷土に関する様々な授業を行っています。今後はさらに出前授業のメニューを幅広く考案するなどし、子どもたちのふるさとあわらへの理解を深めます。

② 地域と進める体験推進事業※の実施

各小中学校で実施している「地域と進める体験推進事業」は、郷土の自然や歴史、文化にふれあう体験活動や地域の人々との交流、地域の地名の由来などの学習を通して子どもたちにふるさと愛を醸成するため、今後も継続して行っています。

③ ふるさとの魅力発信推進事業※の実施

令和3年度より、県事業を活用して「ふるさとの魅力発信推進事業」を行っています。今後も継続して事業を実施し、子どもたちが、郷土の偉人や歴史、自然、伝統・文化、観光資源などを探究し、PR映像を作成することで地域の魅力を発信する力を育てます。

④ 副読本「魯迅と藤野巖九郎」の全児童配布

中国の文豪魯迅が「最も尊敬する師」と仰いだ郷土の偉人藤野巖九郎について学ぶ機会を提供するための副読本を全児童に配布しています。今後も配布を継続し、ふるさとあわらへの誇りと愛着を育てるとともに時代を超え国を超えて育まれた師弟愛を学ぶことにより、国際化の時代にふさわしい人材を育てます。

⑤ 思い出づくり体験入浴※の実施

ふるさとの自然の恵みである温泉を体験できる事業を実施しています。今後も事業期間や周知方法を改善しながらより多くの子どもたちが温泉を体験できる事業を実施し、ふるさとの魅力を子どもたちに伝えます。



※地域と進める体験推進事業

ふるさとの誇りや愛着を持った新たな活力を生み出す人材へと育成するために、児童生徒が地域の課題の改善を企画し、提案するなどの体験学習を実施する事業

※ふるさとの魅力発信推進事業

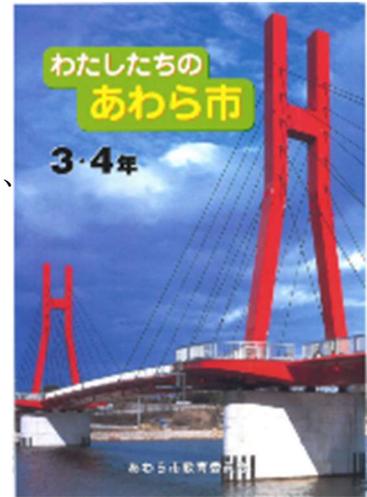
地域の魅力に気づき、理解を深め、ふるさとを愛する心と社会に貢献する志を育成するため児童生徒自らが地域を探究し、地域の魅力を発信するCMを作成する事業

※思い出づくり体験入浴

ふるさとの自然の恵みであり観光資源である温泉に親しみ、親子の思い出づくりと愛郷心の醸成を図るため、新入学児童が温泉に体験入浴する事業

取組2 地域の課題を発見し解決する学習を通して、ふるさとの今を知ることにより、地域に貢献しようとする気持ちを養います。

- ① 社会科副読本「わたしたちのあわら市」の活用
ふるさとあわらの今を知り、郷土に学ぶ授業を行うため、社会科副読本「わたしたちのあわら市」を配布しています。今後は、時代に合わせた内容に再編集し、QRコードにより電子媒体での閲覧を可能にするなど活用の幅を広げます。



施策2 キャリア教育の推進

現状と課題

- 現在、新しい生活様式が取り入れられる中で働き方も大きく変化しています。ICTを利用した在宅勤務など、働き方の選択肢が増えてきているなか、子どもたちが夢と希望を持って将来を設計する能力の育成が必要です。
- 働く若い世代の都市部への流出が続いています。次の時代を担う子どもたちが将来地域に貢献しようとする意欲の醸成が必要です。

取組1 キャリア教育を生き方を学ぶ教育と捉え、教科を横断した学習や体験活動などを通して夢や希望を持ち、それを自らの職業観につなげられるよう、系統立てたキャリア教育の推進を図ります。

① 体験活動の充実

各学校での町探検や農業体験などを今後も継続し、子どもたちが自らの個性を知り、将来の生き方を見出せる活動を推進します。



② 日頃の学校生活でのキャリア教育

当番活動や委員会活動、清掃などの普段の生活の中で、働くことの楽しさや生活と職業の関連など勤労の意義を伝えます。

取組2 あわら市の企業や地域産業について学び、将来ふるさとで働く意識を高めるとともに、地元企業とも連携したキャリア教育を推進します。

① 地元企業との交流の推進

地域の企業の協力を得ながら職場見学・体験を今後も継続して実施し、ふるさとの産業への理解を深めるとともにふるさとでの就労意欲を高め、地域に貢献できる人材や活力を生み出す教育を推進します。



基本方針 2 の指標・目標

基本方針 2 に掲げた施策の展開に当たっては、目標を次のとおり設定します。

指標	現状※ (令和 3 年度)	目標 (令和 8 年度)
地域や社会をよくするために何をすべきかを考えたことがある児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小 : 61.1% 中 : 52.0%	小 : 65.0% 中 : 55.0%
将来の夢や希望 (目標) を持っている児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小 : 87.9% 中 : 71.4%	小 : 90.0% 中 : 75.0%

※ 令和 3 年度のデータが既に判明しているため、令和 3 年度の数値を用いた。

基本方針 3



子どもたちが安心して学び、教職員が安心して教えられる環境づくりを推進します

施策 1 ICT環境の整備

現状と課題

- 国の進めるGIGAスクール構想により、本市でも令和2年12月に市内小中学生全員に一人一台の学習用端末が配布されました。今後は学習用端末を積極的に活用し、学習指導や読書活動のさらなる充実を図っていくことが必要です。また、新型コロナウイルスなどによる予期せぬ学校の臨時休業や遠隔授業なども見据え、通信網の整備や教員のICT活用能力の向上が求められています。

取組 1 児童生徒一人一台の学習用端末を配備し、一人一人の能力を最大限に伸ばすため、ICTを活用した教育をより一層推進します。

- ① 一人一台の学習用端末の効果的な活用(再掲)

レポート作成やプレゼンテーションなどの活動を通して、お互いの考えを伝えあう学習を推進します。

- ② 児童生徒の情報活用能力の育成(再掲)

児童生徒が情報モラルを身につけ、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用する力を育成します。



取組 2 教職員のICTの活用能力を高めるための研修などを行います。

- ① 情報教育担当者会の開催

これまで一人一台の学習用端末の配備のため、各学校の情報教育推進教師の集まる会議を定期的で開催してきました。今後は学習用端末のより良い活用方法の検討や課題の共有、対応策の協議を行い、学校での指導に生かします。

- ② ICT活用に関する研修の開催

ICT活用による学習指導のさらなる充実を目指し、教職員への研修を随時開催します。

取組 3 教職員がICTを安心かつ積極的に活用できるようICT教育指導員を配置し、教職員の指導力の向上を図ります。

① ICT教育指導員の配置

ICTを利用した授業方法の指導や、教員の悩みを相談できる指導員を配置することで、ICT活用を促進させます。また、ICT教育指導員による研修を開催し、教職員の指導力のスキルアップを図ります。

取組 4 予期せぬ臨時休業に備え、ICTの活用による家庭と学校をつなぐ通信環境を整備します。

① 高速通信網の活用

高速通信網を用いた遠隔授業の体制を確立させることで、予期せぬ学校の臨時休業時にも子どもたちの学びを止めることのないよう備えます。

施策 2 特別支援教育の充実

現状と課題

- 本市では特別支援教育への理解が進み、各学校でも校内支援体制が整備され、発達障がいなどのある子どもたちの実態把握が進んでいます。しかし、特別支援学級や通級の場で学ぶ児童生徒の個別の教育支援計画・指導計画の作成は進んでいると考えられるものの、それ以外の通常学級で個別の支援ニーズがある児童生徒の教育支援計画・指導計画の作成率は未だに低い状況です。

今後一人一人のニーズを把握し、細やかな日常の支援につなげるためには、学校でのさらなる児童理解や障がい理解に基づく学級経営や授業づくりが必要です。そのため、福祉や様々な相談支援機関との連携を図り、本人や保護者が安心して「学びの場」を選択し、支援を受けることができる相談・支援体制の構築が求められています。

＜本市における特別支援教育体制整備状況＞

校内支援委員会設置率	実態把握率	把握ツールの保有率	校内研修実施率	通常・通級有の支援計画等の作成率	通常・通級無の支援計画等の作成率
100%	100%	88.9%	77.8%	100%	55.1%

取組 1 共生社会や障がいのある人への理解を深める教育に努めます。

- ① 多様性理解や人権教育につながる授業実践の推奨および蓄積
指導主事学校訪問の際、道徳や学級活動の授業が公開されています。今後は、その道徳や学級活動などの指導案の蓄積・共有を図り、各学校の実践に生かします。

取組 2 障がいの有無に関わらず、一人一人の状態やニーズに応じた指導や支援を行います。

- ① 生活支援員の配置
子どもたち一人一人に合わせたきめ細やかな支援を行うため、生活支援員を継続して配置します。
- ② 教育支援計画・指導計画の作成
すべての特別支援学級入級児童生徒や通級指導実施児童生徒の教育支援計画・指導計画の作成を継続して行うとともに、その他の気がかりな子どもたちの個別の教育支援計画・指導計画の作成を推進し、特性に応じた指導や支援を行います。また作成の際は、教育委員会内に配置する特別支援教育指導員が、各学校を支援・指導します。

取組 3 特別支援教育指導員を教育委員会内に配置し、福祉関係機関との連携を行うことにより、早期に配慮が必要な子どもに気づく体制の充実を図ります。

① 就学前からの気がかりな子どもの状況把握の強化

令和3年度から配置した特別支援教育指導員が福祉関係機関との連携を図り、気がかりな子どもの状況把握をできるだけ早期に行っています。今後は連携をより強化し、幼児期から学齢期までの気がかりな子の発育状況の情報蓄積やそれをもとにした相談支援体制を整えます。

② 切れ目ない支援の強化

幼児期から学齢期まで一貫した支援を行うため、特別支援教育指導員が各こども園および各学校を訪問し、情報共有や必要な支援についての助言を行うことで、こども園から小学校、小学校から中学校の切れ目ない移行支援を強化します。

取組 4 障がいの状況や適性に応じた十分な情報を提供するとともに、本人や保護者の意見を最大限に尊重し、将来を見通した適切な就学先の決定に努めます。

① あわら市就学相談ガイド（仮称）の作成・活用

新たに就学相談の流れや学びの場についてわかりやすく情報提供するためのガイドを作成し、就学先や学びの場の選択に役立てるようにします。

② 就学相談の実施

子どもの就学先に悩む保護者に寄り添う丁寧な就学相談を継続して実施します。

取組 5 教職員の障がいに対する理解を深めるため、研修の機会や教職員間の連携を通して指導の専門性を高めます。

① 「児童理解や障がい理解につながる教職員研修」への参加促進

福井県特別支援教育センターや福井県教育総合研究所の研修への積極的な参加を促します。

② 教職員向け「多様な子どもたちの理解や支援に関する研修」の実施

共生社会を担う子どもたちを育てる視点を日常の授業や活動、学級経営に生かせるように、教職員向けの研修を実施します。

施策3 生徒指導・教育相談体制の整備と充実

現状と課題

- 現在、子どもたちを取り巻く問題は、いじめや不登校、非行、貧困、ヤングケアラー※、虐待など多岐にわたります。それらの問題に適切に対応し、丁寧な心のケアを行うことが必要です。
- 子どもたちの悩みに気づき命を守るゲートキーパー※としての役割も重要となっています。そのため、子どもたちや保護者が相談しやすい体制の構築や研修による教職員の理解の促進、関係機関との連携の強化が必要です。

取組1 いじめや不登校など生徒指導上の諸問題について、未然防止や早期発見、解消などに教職員全体で組織的に取り組みます。

- ① 魅力ある学校づくりの推進
福井県不登校対策指針※にのっとり、PDCAシート※を活用した不登校対策を継続して行います。
- ② 支援体制の構築
教育相談部会や各学校の校内支援委員会などにおいて、問題を抱える子の情報共有や支援の方向性の検討を行い、組織的に問題解決に取り組みます。

※ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと

※ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図る存在のことで「命の門番」ともいう。

※福井県不登校対策指針

未然防止・初期対応・自立支援の3つの柱を軸に、不登校対策について県が定めた指針

※PDCAシート

Plan・Do・Check・Actionのサイクルを計画的に運用していくための計画表。教職員一人一人の目標や達成のための方向性を一致させる、達成状況を評価しやすくして見直しを容易にするなどの利点がある。

取組2 教職員全体が教育相談の考え方を理解し実践できるよう、研修の機会を設けるなど校内の教育相談体制の充実を図ります。

- ① 校内における現職教育
学校内でソーシャルスキルトレーニング※の実践などを行い、教育相談に係る教職員の理解度を高めます。
- ② あわら市不登校対策委員会「たんぼぼ委員会」の開催
市内の小中学校の教育相談担当教員が参加するたんぼぼ委員会を今後も継続して開催し、問題への対応策の協議、情報共有、研修などを学校の枠を超えて行い、市全体での対応力の向上を目指します。
- ③ 移行支援の強化
小1プロブレム・中1ギャップ※を未然に防止するため、所属園・所属校と進学先の学校との移行支援会議や、保育から教育へ大きく生活が変わる小学校入学時を見据えたスタートカリキュラム研修などを継続して実施します。

取組3 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、問題行動の未然防止や早期の対応を図り解決につなげます。

- ① スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの積極的活用
専門家によるカウンセリングや登校支援など、子どもたちの心のケアに引き続き取り組みます。今後は、多様化する心の問題に対応するため、配置時間や人員の増加を図ります。
- ② 適応指導教室「いきいき教室」の積極的活用
不登校の子どもたちの居場所として、いきいき教室を継続して運営するとともに、広く周知し、家に引きこもることなく、社会とのつながりを保ち続ける場所を提供します。また、学習支援やICTを活用した学習の推進など、学校復帰の際に役立つ活動を取り入れていきます。
- ③ 「Q-U」の実施
心理検査「Q-U※」を継続し、子どもたちの心理状況の把握に努めます。
- ④ 関係機関との連携の強化
福祉関係機関と連携し、様々な分野で協働して子どもたちの問題解決に取り組みます。

※ソーシャルスキルトレーニング

社会生活技能訓練。社会で生きていくために必要な技術を身につける訓練のこと

※小1プロブレム・中1ギャップ

こども園から小学校、小学校から中学校への就学の際、大きな環境の変化に耐えられず不登校になってしまう現象

※Q-U

Questionnaire-Utilitiesの略。児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができるアンケートのこと

施策 4 学校安全の推進

現状と課題

- 近年、日本各地で台風や豪雨など自然災害が多発し、子どもたちが安心安全に生活する環境が脅かされています。日ごろからの備えと訓練、さらに新しい防災知識を取り入れるなど、防災意識の向上が必要です。
- 新型コロナウイルスの流行による学校の臨時休業などの恐れもあることから、感染症拡大を予防することは、学校活動を続けていくうえでとても大切なことです。
- 子どもが関係している事故が後を絶たず、不審者による声掛けの事案も報告されていることから、家庭、地域、学校が連携して登下校の安全を確保していくことが必要です。
- 食物アレルギーを持つ子どもは比較的軽い症状から命に係わるような重度の症状に至る場合まで様々です。すべての子どもが安心して学校生活を送れるよう安全な給食を提供していくことが必要です。

取組 1 児童生徒および教職員の新型コロナウイルスの予防対策を徹底し、感染しない、感染させない環境を作ります。

- ① 学校および家庭での感染症対策
新型コロナウイルスの流行期には、各学校において、児童生徒自身のこまめな手洗いと消毒、マスクの着用、学校用品の消毒など基本的な感染予防対策を実施します。また、家庭内でも感染予防のための対策を徹底するよう協力を呼び掛けていきます。

取組 2 地域社会や保護者および関係機関と連携し、児童生徒の登下校時の見守り活動を継続し、不審者による事件、事故の発生を防ぎます。

- ① 見守り活動の充実
児童生徒の登下校時間帯や危険な場所などの情報を共有し、「見守り活動隊」や「ながら見守り」、「110番の家」などの協力を得ながら、地域が一体となって引き続き見守り活動を行っていきます。

取組 3 学校における安全点検や防災訓練などを通して、地震や台風などの災害に備えるための防災意識の向上を図ります。

- ① 防災意識の向上
学校での防災訓練を生かし、災害時には家庭でも自分や家族の命を守るための行動ができるよう訓練していきます。

取組 4 学校給食センターと連携し食物アレルギーのある児童生徒の対応を万全の体制で行い、安全で安心な給食を提供します。

① 食物アレルギー対応

食物アレルギーを持つ児童生徒一人一人の状況について、学校と家庭、学校給食センターその他の関係機関が連携を密にし、安全性を最優先として、楽しんで給食時間や学校生活を過ごせるよう、食物アレルギー対応に取り組んでいきます。

施策 5 就学支援および関係機関との連携の推進

現状と課題

- 新型感染症拡大の影響により仕事が減ったり、休業しなければならない状況から、本市でも経済的に困窮したり、社会から孤立したりする人がいます。家で過ごす時間が多くなったことから虐待件数が増加傾向にあることも報告されています。

貧困や虐待は親から子へ連鎖していくと言われており、連鎖を断ち切り、希望を持って生活できるよう援助していくことが必要です。

取組 1 経済的な理由により就学支援を必要とする家庭に対し、適切な支援を行い、義務教育の円滑な推進を図ります。

① 適切な情報の提供

適切な支援が行えるよう就学支援に関する情報を学校と共有し、支援が必要な家庭に継続して適切な情報提供を行います。

② 就学援助費および特別支援教育就学奨励費の支給

経済的に困窮している家庭や障がいを持つ子どもを養育する家庭に、学用品費や給食費を援助することで、家庭の負担を軽減し、教育機会が失われることのないよう支援します。

取組 2 貧困や児童虐待など子どもの命を脅かす事案を未然に防ぐため、児童相談所など関係機関との適切な連携を図ります。

① 関係機関との適切な連携

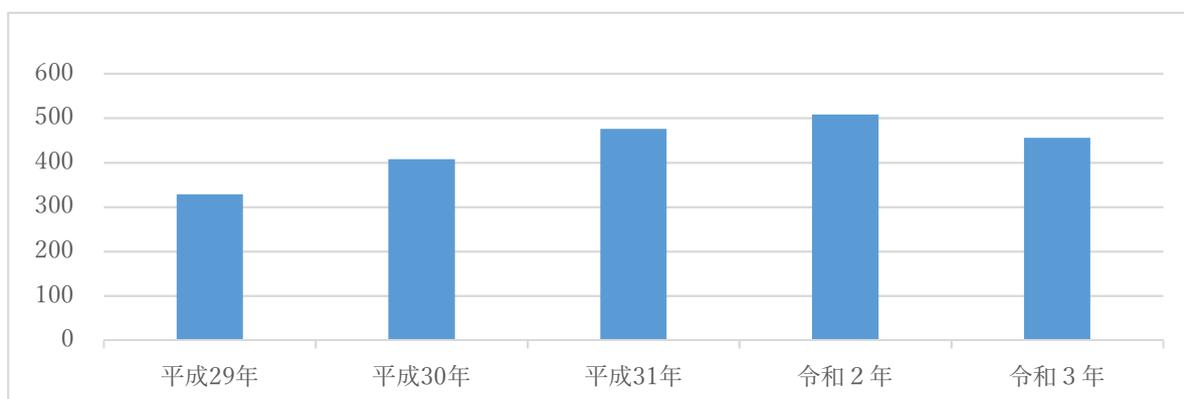
学校での児童生徒の日常の様子や保育機関、福祉施設、地域からの情報をもとに、子どもの命を脅かす事案を未然に防ぎ、関係機関との連携を迅速かつ適切に行います。

施策 6 外国人児童生徒に対する教育環境の整備

現状と課題

- 日本では、インバウンドをはじめ外国からの観光客や実習生など外国人を見かけることが多くなり、移住してくる人も多くなりました。本市でも外国人は年々増加しており、市内小中学校にも外国人の子どもが数人在籍しています。その子どもたちは、両親ともに外国人である場合が多く、日本語はもちろんのこと、文化や風習など日本の生活に対応するのが難しいのが現状です。そのため、日本での生活がスムーズに行えるよう支援することが必要です

あわら市外国人人口の推移



出典：あわら市人口統計表（平成29年～令和3年）

取組 1 外国人児童生徒の転入に対し円滑な学校生活への対応を図るため、日本語指導員の配置や日本語翻訳機を導入するなど教育環境を整備します。

① 外国人児童生徒の教育環境の整備

外国人が転入してきたときに配布する外国語版「あわら市暮らしの便利帳」やホームページなどを通して本市での生活の案内をするとともに、個人に適応した教材の使用や日本語指導員の配置、日本語翻訳機の導入など、学校での生活がスムーズに行えるよう教育環境を整えます。

施策 7 金津高等学校との連携

現状と課題

- 市内唯一の高校である金津高等学校には芦原、金津の両中学校から多くの生徒が進学しています。また、平成19年度から始まった連携型中高一貫教育では、地元と深い関係を築いてきました。また、連携型中高一貫教育は10年以上が経過し、中学校から高校への連携はスムーズに行われるようになってきました。今後はさらに連携型中高一貫教育の新たな特色づくりを進めていくことが必要です。

取組 1 市内唯一の高校である金津高等学校との連携型中高一貫教育の充実を図るとともに、生徒だけでなく教職員同士の交流を深めることで、互いの教育力の向上を図ります。

① 連携型中高一貫教育の充実

生徒同士、教職員同士の交流をこれまで以上に深めながら、社会のリーダーとなる豊かな人間性、国際人としての高い語学力、これからの社会を生き抜くために必要な論理的思考力、ふるさとあわらに貢献しようとする郷土愛を育成します。

② 特色ある教育の推進

中高連携クラスでは、多様な学びを支える探究プログラム※を新たに導入します。また、数学・英語では、中学校の内容と関連付けて高校の内容を学習していきます。

※探究プログラム

自ら課題を設定し解決の糸口を探しながら、よりよく課題を解決し、物事の本質を探ってみ極めようとする一連の学びのプログラムのこと

基本方針3の指標・目標

基本方針3に掲げた施策の展開に当たっては、目標を次のとおり設定します。

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)
小・中学校の施設が充実し、学習しやすい環境が整備されていると考える市民の割合 (あわら市市民アンケート)	56.9%	60.0%
通常・通級無の教育支援計画・指導計画の作成率 (特別支援教育に関する実態把握調査)	55.1%	65.0%

基本方針 4



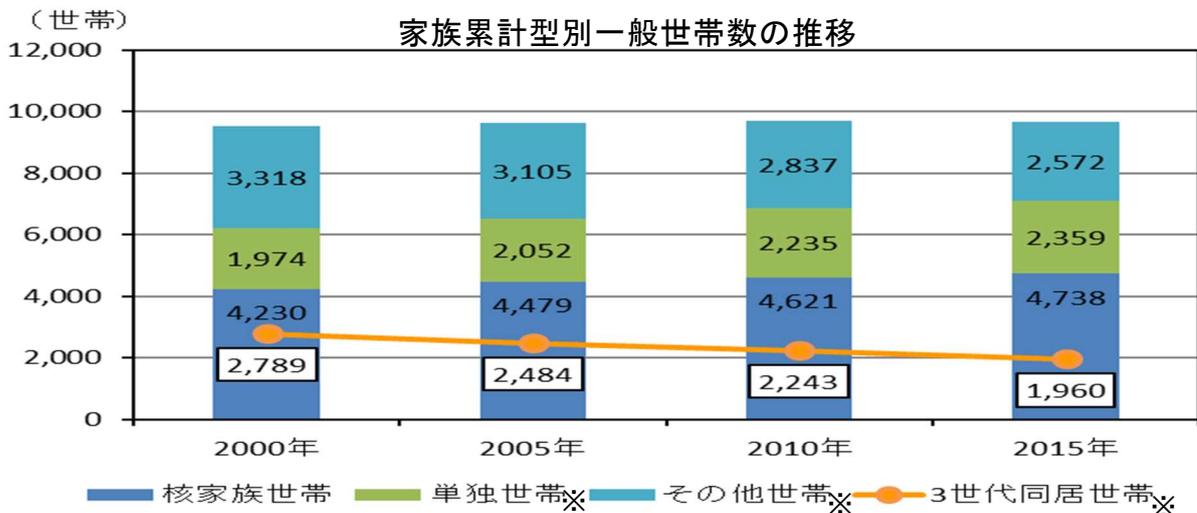
家庭・地域・学校が連携して、子どもの成長を見守り、支えることができるあわら市全体の教育力の向上を目指します

施策 1 家庭の教育力の向上

現状と課題

- 福井県の共働き率は全国上位に位置し、女性の社会進出が進んでいます。一方で核家族世帯※が増え、共働きであることにより子どもに目が行き届かない家庭も見られます。子どもは、家族や地域、学校に見守られて成長していきます。将来、社会に出ていくための原点となるのは家庭であり、家庭教育はとても重要です。

子どもが安心して戻れる場所を作ること、そして家庭だけでなく社会全体で子どもを育てていく環境を作ることが必要です。



出典：国勢調査（2000年～2015年）

※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のいずれかに該当する世帯

※単独世帯：世帯人員が1人の世帯

※その他世帯：核家族世帯および単独世帯以外の世帯

※3世代同居世帯：世帯主との続柄が「祖父母」「父母」「本人または配偶者」「子」「孫」の直系世代のうち3世代以上が同居している世帯

取組 1 子どもの成長の根幹は家庭教育にあり、特に、子どもが幼い時ほど親の愛情が大切になるため、福祉関係機関と連携し、幼児期および小学校低学年の家庭教育の向上を図ります。

① 福祉関係機関との連携

こども園や福祉関係機関と定期的に連絡をとり、養育環境の悪化や虐待などの情報を共有することにより家庭教育環境の向上を図ります。

② 家庭との連携強化の推進（再掲）

基本的な生活習慣の一つである「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣づけを学校と家庭が連携して推進します。また、保護者が子育てについての不安や悩みを気軽に相談できるよう、保護者との面談の機会を確保し相談体制の充実を図ります。

取組 2 核家族化が進むなか、学校やPTA、教育委員会が中心となり、望ましい家庭教育のあり方についての研修や学びの機会を設けます。

① 学びの機会の設定

学校での授業参観やPTA行事の際に、研修会や動画・イベントの紹介を行うなど、気軽に学べる場を発信していきます。

② 家庭教育支援の推進（再掲）

こども園や市PTA連合会と連携し、家庭教育に関する保護者の学びの場について、様々な媒体を活用して情報の提供や普及啓発活動を行います。また、子どもの基本的な生活習慣や子どもとの関わり方、社会のルールなどについて学ぶ家庭教育講座を企画し、保護者が気軽に参加できる場を提供します。

施策2 地域の教育力の向上

現状と課題

- 地域コミュニティが変容し、「地域による子育て」の意識が低下していることから、子どもたちが地域の中で心豊かに育つための施策を考え実行していくことが必要です。
- デジタル化により地域の歴史・文化に直接触れる機会や自然体験などが減っているため、地域の良さに気づく活動や体験を企画していくことが必要です。

取組1 子どもは、家庭での愛情とともに地域の中で認め、愛されていくことで自己肯定感が芽生え、望ましい大人へと成長します。子どもたちに地域の人たちが大切にしている祭りや行事、公民館活動などへの参加を促し、地域の一員としての自覚を高めます。

- ① 地域行事への積極的な参加の推進
各地域の祭りや行事、公民館まつりにおいて、区長、生涯学習地区推進員などの地域の役員と連携し、子どもの参加を促進します。
- ② 公民館活動への積極的な参画
公民館まつりや公民館活動において、学校と公民館が連携し、子どもたちの発表の場や参画の機会を積極的に組み込み、地域の一員としての自覚を高めます。



取組2 子ども会行事などへの関心を高めるため、市子ども会連合会などが中心となり、大人と一緒に参加しやすい行事の推進を図ります。

- ① 子ども会活動の推進
市子ども会連合会や地区子ども会が中心となり、釣り、キャンプなどの体験を通して地元愛を育むとともに、コミュニティの大切さを学ぶ機会の充実を図ります。
- ② 地域の有識者による歴史・文化の伝承
地域の歴史・文化に長けた有識者を子ども会行事などに語り部として新たに招き、ふるさとへの誇りやふるさと愛を知る機会をつくることで、多世代が一緒に活動しやすい環境を推進します。

施策3 コミュニティ・スクール化の検討

現状と課題

- コミュニティ・スクール※は、学校と地域住民などが力を合わせて学校の運営に取り組むための仕組みです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくこととなります。
- 本市の学校においては、以前から福井型コミュニティ・スクールを設置していますが、国が平成29年度にコミュニティ・スクール制度を創設したことから、その検討が必要です。

取組1 国が進めるコミュニティ・スクール制度など、学校、保護者、地域住民が一体となった学校運営のあり方を検討します。

- ① コミュニティ・スクール制度の検討
各学校において地域の住民や保護者で構成する協議会の開催など、学校運営について意見を述べることができる体制を検討します。

※コミュニティ・スクール

福井型コミュニティ・スクールと国が進めるコミュニティ・スクールがある。

平成15年度から始まった福井型コミュニティ・スクールは、家庭・地域・学校が連携し、地域の特性や実情を生かしながら、地域に根ざした開かれた学校づくりを目指してそれぞれが責任を持って活動する仕組みである。

また平成29年度から国が進めるコミュニティ・スクールは、地域住民や保護者等が自主的に学校の運営に積極的に参画することによって自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする意識を高め、学校と地域住民や保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組むことを目指した仕組みである。

基本方針4の指標・目標

基本方針4に掲げた施策の展開に当たっては、目標を次のとおり設定します。

指標	現状※ (令和3年度)	目標 (令和8年度)
地域の行事に参加している児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小：86.4% 中：76.0%	小：90.0% 中：80.0%

※ 令和3年度のデータが既に判明しているため、令和3年度の数値を用いた。

基本方針 5



誰もが生涯にわたって学び、心豊かな暮らしを送るために、生涯学習活動の充実を図ります

施策 1 多様な学習機会の充実・提供

現状と課題

- 市民が生涯学習の必要性や重要性、生涯学習に関する事業について理解を深め、興味・関心を高められるよう、SNSなどを活用して幅広い世代に学習情報の収集・提供を行うことが必要です。
- 社会情勢の変化に伴って個々のライフスタイルも変化していることから、多様化・高度化する市民の学習ニーズに柔軟に対応していくことが必要です。
- 新型コロナウイルスの影響による社会活動の制限や、高齢化の進行による交通弱者が増えるなか、自宅で学習できる環境を整備し、誰もがいつでもどこでも学べる機会をつくる必要があります。
- 生涯学習における情報収集・調査・研究のため、利用者が十分に図書館を活用できるよう、求める資料が入手しやすい環境をさらに整備していくことが必要です。

取組 1 市民一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続けるための学習機会を増やし、内容の充実を図ります。

① 多様な学びの機会の提供

老若男女問わず市民一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続けられるよう、市民のニーズや社会情勢に合った内容のものを公民館講座に取り入れるなど、いつでもどこでも学習できるような環境を整備します。

② 情報化社会への対応

情報化社会に取り残されやすい世代を中心に、スマートフォンやタブレットなどの新しい情報端末の利用について気軽に学べる学習機会を設け、情報化社会への学習環境を充実させます。

取組2 地区公民館の定期講座、単発講座においてオンラインを活用するなど創意工夫し、幅広い世代がいつでもどこでも学べる環境を整えるとともに、ホームページやSNSを活用して情報発信を行います。

① 情報化社会に対応した学習機会の提供

SNSを媒体とした公民館の情報発信を行うとともに、テレビ会議システムなどを利用した講座の配信など、自宅でも気軽に受講できる体制を整えます。

② 情報発信の支援

情報化の進展により自らの学習だけでなく、発表形態も多様化していることから、音楽・芸能の発表を活動の中心としている市民を対象に、情報機器を活用した配信など、活動の幅の広がりを支援していきます。

取組3 図書館は身近な生活情報館であることから、その機能を十分に活用できるよう、レファレンスサービス※など各種サービスの充実を図り、誰もが親しめる環境づくりを進めます。

① 図書館の情報発信の充実

学習・研究・調査を目的とした情報・資料を市民に提供できる図書館としての機能を高めるため、レファレンスサービスの充実を図るとともに、DX※を活用して各種サービスの情報発信に努めます。

② 利用環境の整備充実

アプリ、ホームページなどを機能強化し、DXを活用した利用環境の充実を図ります。

※レファレンスサービス

図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのもの、あるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答すること

※DX

Digital transformation の略。「ITの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させる」という概念のこと

施策 2 地域人材の発掘・育成

現状と課題

- 子どもたちが地域固有の文化に触れる機会が減少していることから、ふるさとの伝承文化に興味関心を持つことができるような生涯学習活動が必要です。
- 地域で活躍する人の割合が減少し、地域固有の文化の伝承が難しくなっていることから、地域ごとで知識や技術を持った人の掘り起こしと、地域性を生かした生涯学習活動ができる体制づくりが必要です。

取組 1 地域固有の文化や、先人が培ってきた豊かな知識や技術を生かし、ふるさとを担う人づくり・地域づくりを促進します。

- ① 地域資源を活用した学習機会の提供
放課後子ども教室、学校、公民館などにおいて、専門員や地域の伝承者から郷土の歴史や地域に伝承されている言い伝え、昔話、遊び、料理、風習などを学習できる機会を提供し、ふるさとを担う人づくり・地域づくりを促進します。



- ② 文化施設の相互連携による魅力的な企画展や講座の展開
市民一人一人がより地域に誇りと愛着を持つことを目指し、金津創作の森美術館、郷土歴史資料館、公民館、図書館が連携して、地域固有の文化についての企画展や講座を展開することで、学習意欲の向上を図ります。

取組 2 生涯学習地区推進員同士の交流を深めるとともに、まちづくり団体との連携を強化し、その地域の特性を生かした幅広い活動ができるよう支援します。

- ① 地域交流による幅広い学習内容の充実
各地域の特性を生かしたそれぞれの公民館活動を企画運営する中で、生涯学習地区推進員同士が交流できる環境を整備し、幅広い学習内容を提供します。
- ② まちづくり団体との連携による地域住民の相互学習の推進
まちづくり団体と連携して地域資源を活用した教室・講座・行事を継続して企画・開催し、地域住民が相互に学び合う学習の機会を設けることにより、幅広い活動ができるよう支援します。

基本方針5の指標・目標

基本方針5に掲げた施策の展開に当たっては、目標を次のとおり設定します。

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)
公民館講座受講者数 (あわら市総合振興計画)	54,581人※	55,000人
公民館自主クラブ活動団体数 (あわら市主要施策の成果)	161件	200件
生涯を通じた文化活動や学習の機会が充実している と考える市民の割合 (あわら市市民アンケート)	38.0%	45.0%
図書館来館者数 (あわら市総合振興計画)	60,684人※	70,000人

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値であるため、令和元年度の数値を用いた。

基本方針 6



芸術・文化活動を進めるとともに、文化財の保護・活用の推進に取り組みます

施策 1 芸術・文化の振興

現状と課題

- 市民が心豊かな生活を営み、活力ある社会を形成するためには、芸術・文化の振興は欠くことができないものです。多様化した社会の中でも芸術・文化に触れる機会を確保するため、効果的かつ効率的な文化振興事業を展開し、市民の芸術・文化に親しむ機会を増やすことが必要です。
- 芸術・文化活動を行う市民が減少傾向にあります。そのため、観覧の場や発表の場と機会、さらに熱意も減少する恐れがあることから、優れた美術作品などをテーマとした企画展の開催や活動の成果を発表するための場を創出するなど環境を充実することが必要です。

取組 1 市民が金津創作の森美術館において、企画展の鑑賞や創作活動を体験することにより、芸術・文化に対する興味や関心を持つとともに、本市が美術館を有することに誇りを感じられるよう、金津創作の森美術館の魅力化を推進します。

- ① 金津創作の森美術館の幅広い世代に親しまれる企画の展開
自然とアートが共生する美しい森に囲まれた金津創作の森美術館で、子どもから大人までの誰もが気軽に親しむことのできる芸術・文化の企画を展開していきます。
- ② 新たな魅力の創造
水辺の広場といった親水空間や飲食店など、芸術以外の魅力を高めるとともに、入居作家をより前面に出し、人と人がふれあう機会を増やすなど、新たな魅力を創造し、芸術・文化に興味の薄い人に芸術・文化に触れる機会を多く提供します。

取組 2 市民が日常生活の中で文化活動に親しめるよう、市文化協議会など文化団体活動への支援を強化し、成果発表の場を提供するとともに、新たな文化活動を促進します。

- ① 芸術・文化活動の発表と鑑賞機会の充実
公民館を中心とした芸術・文化活動の支援に加え、イベント時などに成果発表の場を数多く提供することにより、市民の芸術・文化の発表や鑑賞の機会を充実させます。



- ② 文化団体への支援と文化活動継承者の育成
弱体化する市文化協議会など文化団体活動への存続支援を強化するとともに、若い人たちへのアプローチを行い、芸術・文化活動の継承者育成を図ります。

- ③ あわら市の独自性を生かした文化活動の育成
人気漫画「ちはやふる」を契機に、かるた（百人一首）の聖地となった本市の独自性を生かし、かるたを活用した文化振興を図ります。

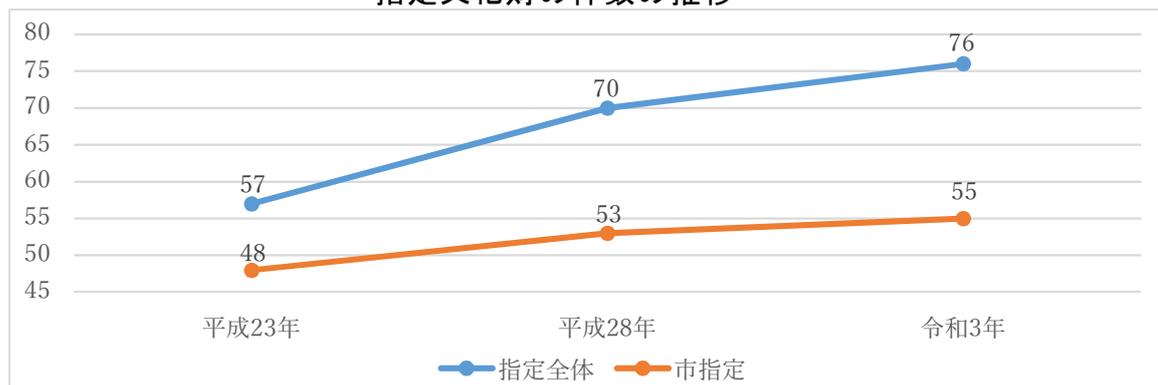


施策 2 文化財の保護・活用の推進

現状と課題

- 少子高齢化などの社会情勢の変化により地域における文化財保持力が低下してきています。特に、未指定の文化財は、その存在を知られることなく消えていくものが多数あるため、保存と活用を進める必要があります。

指定文化財の件数の推移



出典：市郷土歴史資料館統計資料（平成 23 年、平成 28 年、令和 3 年）

取組 1 郷土歴史資料館の企画展を魅力あるものにするとともに、歴史や風土を知るうえで貴重な文化財の保護や市民への広報活動を積極的に行い、ふるさとへの興味関心の喚起と愛着の醸成を図ります。

① 各種企画の充実

地域に関連した企画展では価値の高い資料を展示するほか、講演会に著名な専門家を招くなど、事業内容の充実を図り、歴史・文化に対する興味関心を喚起します。

② 出前講座などの充実

地域の要望に応じた出前講座の開催や、公民館と連携して地区祭に地区の歴史・文化に関するブースを出展することで、ふるさとへの興味関心を喚起し、郷土愛の醸成を図ります。

取組 2 地域に根差した文化遺産を継承するとともに、文化資源として多方面の活用を推進します。

① 文化財保存活用地域計画の策定および推進

本市の文化財保存活用地域計画の策定を通して、何が地域にとって大事な宝なのかを市民と話し合い、未指定を含めた文化財の保存・活用を進めます。

② DXの推進

デジタルアーカイブを構築することで、歴史、文化、祭、風習を後世に残していくとともに、日本だけでなく、海外にも本市の文化の良さをアピールします。

基本方針6の指標・目標

基本方針6に掲げた施策の展開に当たっては、目標を次のとおり設定します。

指標	現状※ (令和元年度)	目標 (令和8年度)
金津創作の森入場者数 (あわら市総合振興計画)	142,368人	160,000人
金津創作の森美術館企画展入場者数 (あわら市主要施策の成果)	39,066人	80,000人
郷土歴史資料館入場者数 (あわら市総合振興計画)	5,516人	7,000人

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値であるため、令和元年度の数値を用いた。

基本方針 7



誰もが健康な心と体で活力ある生活を送ることができるよう、子どもから高齢者まで幅広い世代が親しみ楽しめるスポーツ活動を推進します

施策 1 生涯スポーツの推進

現状と課題

- スポーツ推進委員会を中心として各種ニュースポーツなどを気軽に楽しめる事業を定期的実施し、市民の誰もがスポーツを安心安全に楽しめる機会を提供しています。より幅広い年齢層の市民にスポーツに親しんでもらうため、募集方法の見直しやこれまで実施してきたもの以外の種目を積極的に取り入れることで参加者数を増やしていくことが必要です。
- 本市では、総合型地域スポーツクラブ※「あわらトリムクラブ」が様々なスポーツの教室を提供しているほか、市スポーツ協会所属の各団体が年間を通して積極的な活動を行うとともに各種大会を開催し、技術向上に努めています。
また、一年を通して各教室等を実施することで市民の健康・長寿を推進する役割も担っています。これらの団体については、今後の社会情勢の変化への対応やこれまで以上に市民のニーズにあった活動ができるよう支援していくことが必要です。
- スポーツ少年団は、少子化のほか、スポーツ活動の環境が多様化しクラブチームやスポーツ団体への加入が増加することで加入率が低下し、小学校区単位でのチーム編成ができなくなるなど、これまでとは異なった課題が生じています。このような状況のなか、スポーツ少年団の理念のひとつである「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」ことができるよう、指導者の資質向上や育成母集団※への研修についてこれまで以上に取り組むことで、子どもたちが気軽に入団できる環境を維持することが必要です。

※総合型地域スポーツクラブ

身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブ。多世代・多様目・多志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるもの

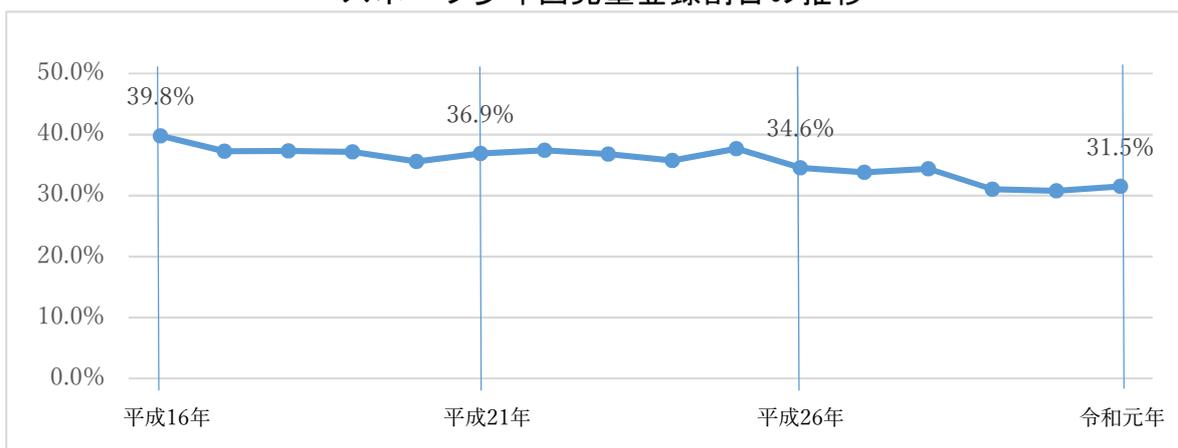
※育成母集団

スポーツ少年団活動を支える母体となる集団。子どもたちを財政面・労力面・精神面で支援するだけでなく、地域に住むすべての大人自身もスポーツや文化活動を楽しむことができるシステムを地域に形成する重要な役割を担う。

<あわらトリムクラブで参加できるスポーツ教室>

定期教室	一般の部	いきいきヨガ、健康エクササイズ ほか15教室
	ジュニアの部	ジュニア少林寺拳法、なわとび教室、 ジュニアスポーツチャンバラ
フレンドリー教室	トレッキング教室、少林寺拳法教室、乗馬体験教室、ス ポーツチャンバラ	

スポーツ少年団児童登録割合の推移



出典：市スポーツ課統計資料（平成16年～令和元年）

取組1 スポーツ協会と連携し、各種スポーツ事業の内容を充実させ、魅力化を図ります。

① スポーツ協会活動の支援

新型感染症対策を強化した運営方法を取り入れるとともに各団体の活動が今後も継続できるよう、サポートしていきます。

② 各種スポーツ事業内容の充実

本市ならではの魅力を体感できるトリムマラソンやカヌーポロ大会など、地域資源を生かしたスポーツ事業の魅力化を図ります。また、サイクリング、ジョギング、ウォーキングなど新たな健康づくり事業に取り組みます。

③ ニュースポーツ事業の充実

パラリンピックでも注目を浴びたボッチャなど、幅広い世代と一緒に楽しめる種目を取り入れます。



取組2 総合型スポーツクラブである「あわらトリムクラブ」やスポーツ協会の各団体を指導・育成し、幅広い世代のニーズに対応できる生涯スポーツの推進体制を充実します。

① 「あわらトリムクラブ」の機能強化

あわらトリムクラブが本市の生涯スポーツにおける中心的な役割を果たしていくうえで安定的な事業運営が可能となるよう、人的な支援やスポーツ協会との連携をサポートします。

② 部活動と社会体育の連携

部活動の指導をあわらトリムクラブやスポーツ少年団などの指導者が担うことで、部活動と社会体育の連携を図ります。

③ 各団体へのサポート

各団体に対して活動費を補助することや市内体育施設を活動場所として提供することにより、当該団体が積極的な活動を行えるようサポートします。

取組3 スポーツ推進委員やスポーツ少年団活動の指導者および育成母集団への指導や研修の機会を持ち、指導者の資質の向上と育成に努めます。

① スポーツ推進委員活動の充実

スポーツ推進委員活動の市民への周知を強化するとともに、新たな競技を取り入れることで、さらに魅力ある事業を展開していきます。

② スポーツ少年団活動の充実

スポーツ少年団については、指導者の人材発掘や活動理念に基づいた指導法を学ぶ機会の提供により、指導内容の充実を図ります。また、小学校区単位団※の統合や入団促進にスポーツ少年団本部が直接的に関わることで単位団の安定運営と新規加入率の増加を目指します。

※単位団

子どもたちが自主的にメンバーとして参加し、「自由時間に、地域社会で、スポーツを中心としたグループ活動を行う団体」のこと。団員のほか、リーダー、指導者、役員、スタッフ、育成母集団等で構成される。

施策 2 競技スポーツの推進

現状と課題

- 令和3年開催の全国高等学校総合体育大会（インターハイ）や平成30年開催の福井国体で実施されたカヌー競技については、市内中学校に本競技の部活動がないため、スポーツ少年団や金津高等学校との連携を強化することで切れ目のない環境を提供することが必要です。
- トップアスリートの育成には、ジュニア期において様々な動きを身につけることや、スポーツの楽しさと素晴らしさを伝えることができる指導者の存在が必要で

取組 1 スポーツ少年団活動をはじめとしたジュニア選手を育成する活動を支援するとともに、有望なジュニア選手を継続的に強化する環境を整備し、将来のトップアスリートの輩出を目指します。

① ジュニア選手の発掘と育成

スポーツ少年団やあわらトリムクラブなどのスポーツ団体と連携し、子どもたちにスポーツとの出会いの場を提供することで、一人でも多くのスポーツ好きの子どもを育てます。また、市内体育施設を活動場所として提供し、様々な団体から有望選手を輩出できる環境を整えます。

② 指導者の育成

ジュニア選手の指導者が指導力向上を目指すための各種研修やセミナーに参加できるようサポートします。

取組 2 令和3年に開催された全国高等学校総合体育大会や平成30年に開催された福井国体で得た経験をレガシーとして生かし、これからの競技の普及と競技力の向上を図ります。

① カヌー競技の普及と競技力向上

カヌー競技を始めやすい環境を提供できるよう、初心者対象の教室や市内小学校における普及活動などのさらなる充実を図ります。また、インターハイや国体で活躍した選手が指導者として活動する仕組みづくりを行い、小学生から高校生まで一貫した指導体制の確立を目指します。



② 各団体へのサポート（再掲）

各団体に対して活動費を補助することや市内体育施設を活動場所として提供することにより、当該団体が積極的な活動を行えるようサポートします。

③ トップレベルの大会の開催

県やスポーツ団体と協力しながら、市民がトップアスリーのプレーに身近に接することのできる機会を提供します。

施策3 スポーツ施設の整備・充実

現状と課題

- スポーツ施設には老朽化が進んでいる施設もあるため、今後も適正な維持管理に努めるとともに、長寿命化を図るため、大規模改修や設備の更新を計画的かつ効率的に実施していくことが必要です。
- 近年の少子高齢化や価値観、ライフスタイルの変化に伴い、施設の利用に対する市民ニーズが多様化していくことが考えられるため、それらのニーズに対応できるよう柔軟な運営管理を行っていくことが必要です。

取組1 利用者が安全に安心して利用できる環境づくりを進めるため、スポーツ施設の計画的な改修を行い、長寿命化を図るとともに、将来の維持管理を考慮した施設の充実に努めます。

- ① スポーツ施設の長寿命化
スポーツ施設の計画的な改修、修繕または更新を行います。
- ② スポーツ施設の集約化の検討
機能が重複する施設については集約することを検討し、集約した施設については利便性の向上および機能充実に努めます。

取組2 利用者の利便性を向上させるため、施設予約のシステム化など、効率的な管理運営を進めます。

- ① 施設予約システムの構築
パソコンやスマートフォンから施設予約、空き状況確認などができる施設予約システムを構築します。

基本方針7の指標・目標

基本方針7に掲げた施策の展開に当たっては、目標を次のとおり設定します。

指標	現状 (令和2年度)	目標 (令和8年度)
手軽にスポーツに親しめる環境が整っていると考える市民の割合 (あわらし市民アンケート)	40.5%	50.0%
ニュースポーツ参加者総数 (あわらし市総合振興計画)	936人※	1,200人
スポーツ少年団児童登録割合 (あわらし市総合振興計画)	31.5%	38.0%

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値であるため、令和元年度の数値を用いた。

Ⅲ 新たな時代を見据えた環境づくりに向けて

1 教職員の資質・能力の向上

学校教育の担い手である教職員は、子どもたちの成長に直接関わるものであり、その人格形成に大きな影響を及ぼします。また、子どもたちと夢や希望に向かって共に成長する存在でなければなりません。

加えて、近年では少子高齢化、グローバル化、ICTの進展など社会が大きく変化する中で、学校を取り巻く環境も急激に変化しており、教職員もこの変化に対応できる資質や能力を確実に身につけることが求められています。

このため、常に最新の専門的知識や指導技術を身につけるための研修や研究活動を継続して行い、教職員のさらなる資質・能力の向上を図ります。

- ① 「為庶塾」の継続と充実
- ② 「ICTを活用した授業」を全学校が公開
- ③ 「ICTを活用した授業研究会および研修会」の実施
- ④ 「主体的、対話的で深い学び」の実現に向けた授業研究会の実施
- ⑤ 教職員の服務について綱紀粛正の徹底

2 学校の業務改善と教職員の働き方改革の推進

昨今、学校教育の根幹をなす教職員の働き方改革と業務の改善が求められています。また県は、時間外勤務月80時間以上の教職員をゼロとするよう目標を掲げています。

本市においても、校務支援システムの導入や生活支援員・学校運営支援員などの配置を進めていますが、大きな課題としては、教職員の担う業務が多岐にわたること、とりわけ中学校の部活動指導が大きな負担となっていることがあげられます。

こうした課題を一つ一つ着実に解決していき、教職員が心と体を健康な状態で子どもたちの教育に生き生きと取り組むことのできる環境づくりに取り組めます。

- ① 「教職員の勤務状況」の把握と適正な職場環境の推進
- ② 「校務支援システム」の活用拡大
- ③ 「学校における業務改善の取組」の共有と推進
- ④ 「生活支援員」「学校運営支援員」の配置の継続と増員の検討
- ⑤ 「部活動の在り方の方針」の徹底
- ⑥ 「休日における部活動の地域移行」の段階的移行の検討
- ⑦ 「部活動支援」の充実

3 社会の変化に対応した教育施設の整備

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や夏場の熱中症の常態化、さらには、集中豪雨や台風、地震などの自然災害が多発化しています。

このため、環境の変化への対応に加え、避難施設としての機能も求められていることから、老朽化対策をはじめ空調設備や衛生設備の整備、さらにはユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。

- ① 計画的な施設の改修
- ② 各施設への検温器やパーテーションなど感染症対策備品の配備
- ③ 各施設の適正規模・適正配置の検討
- ④ 学校の特別教室への空調設備の計画的設置

資料編

教育に関する大綱（第2次）

令和3年2月 あわら市

I 大綱の位置づけ

本市では、「暮らしやすく 幸せを実感できるまち」を基本理念とした第2次あわら市総合振興計画を策定しました。

その中で、教育分野においては、「学びの心を育て、豊かな文化があふれるまち」を形成するための施策を掲げています。

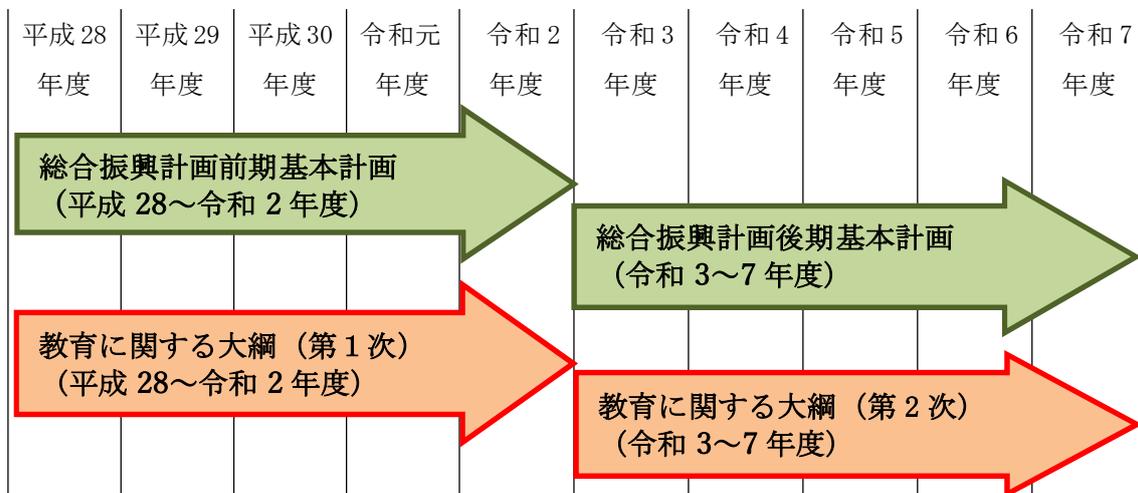
本大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、市長が教育委員会と協議・調整のうえ、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や施策の根本となる方針を明らかにするものです。

今後、あわら市総合振興計画との整合性を図りつつ、市長部局と教育委員会の連携を強化し、時代の変化に対応した教育に関する施策を展開します。

II 大綱の期間

本大綱が対象とする期間は、第2次あわら市総合振興計画後期基本計画との整合性を図るため、その基本計画の期間に合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、国の動向、社会・教育情勢の変化に伴い、必要に応じて見直す場合があります。



ふるさとあわらを愛し、

一人一人が夢や希望を持ち個性が輝く教育

～ふるさと愛の醸成と自らの可能性に挑戦する教育の推進～

あわら市の教育は、ふるさと愛を高め、子どもたちに「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく身につけさせる、総合的な学力の育成を図ることを目指します。

そして、このことを土台に、子どもも大人も一人一人が生涯にわたって夢や希望を持ち続け、それぞれの個性を發揮し自らの可能性に挑戦するとともに、一人では解決できない事があっても、様々な人々と協働しながら乗り越えていける、生きる力を育む教育の推進を図ります。

IV 基本方針

本市の教育が目指す人間像を着実に実現していくため、以下のように基本方針を定めます。

1 生きる力を育み、自らの夢や希望の実現に向けて進む人材を育てます

(1) 確かな学力の育成

- ① 児童生徒が学ぶ意欲を持ち、自ら課題を見つけて主体的に判断し、よりよく問題解決をしようとする資質や能力を育てます。
- ② 基礎学力の定着を図るため、児童生徒一人一人の学習状況に応じた指導を充実できるよう習熟度別・少人数指導を積極的に導入します。
- ③ 読書活動やNIEを充実させ、学びの基盤となる読み解く力を育成するとともに、自らの考えを表現する力を伸ばします。
- ④ ICTなどを活用して、児童生徒一人一人の個性や能力を最大限に引き出すための教育の推進を図ります。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

- ① 学校での道徳教育や特別活動をはじめ、様々な体験学習やボランティア活動などを通して、命の大切さを知り、他者への思いやりを育む教育を進めます。
- ② すべての児童生徒が、どのような理由があってもいじめは許されないということを十分理解し、互いの人権を尊重する教育を進めます。
- ③ 家庭と連携して、子どもたちにとって生涯にわたり重要となる望ましい生活習慣の確立を図ります。
- ④ 子どもたちの健康・体力づくりを推進するとともに、食育について普及啓発を図るなど健康教育を進めます。

(3) グローバル化に対応した教育の推進

- ① 小学校における英語教育の教科化に対応するため、専科教員をはじめ ALT および英語指導員の配置を行い、小学校における英語教育の充実を図ります。
- ② 芦原中学校、金津中学校および金津高等学校の生徒を対象に行っている米国および中国への派遣事業を核とした国際交流を積極的に推進し、異文化理解や外国語によるコミュニケーション力の向上を図り、世界を視野に入れた人材の育成を進めます。

2 ふるさとあわらを愛し、地域に貢献しようとする心を育むふるさと教育を推進します

(1) ふるさとを愛する心の育成

- ① 地域の人々との関わりの中で、ふるさとあわらの自然、歴史、文化、環境、食、産業、先人などについて学び、それらを他に発信する取組みを通して、ふるさと愛を高める教育を推進します。
- ② 地域の課題を発見し解決する学習を通して、ふるさとの今を知ることにより、地域に貢献しようとする気持ちを養います。

(2) キャリア教育の推進

- ① キャリア教育を生き方を学ぶ教育と捉え、教科を横断した学習や体験活動などを通して夢や希望を持ち、それを自らの職業観につなげられるよう、系統立てたキャリア教育の推進を図ります。
- ② あわら市の企業や地域産業について学び、将来ふるさとで働く意識を高めるとともに、地元企業とも連携したキャリア教育を推進します。

3 子どもたちが安心して学び、教職員が安心して教えられる環境づくりを推進します

(1) ICT 環境の整備

- ① 児童生徒一人一台の学習用端末を配備し、一人一人の能力を最大限に伸ばすため、ICTを活用した教育をより一層推進します。
- ② 教職員のICTの活用能力を高めるための研修などを行います。
- ③ 教職員がICTを安心かつ積極的に活用できるようICT教育指導員を配置し、教職員の指導力の向上を図ります。
- ④ 予期せぬ臨時休業に備え、ICTの活用による家庭と学校をつなぐ通信環境を整備します。

(2) 特別支援教育の充実

- ① 共生社会や障がいのある人への理解を深める教育に努めます。
- ② 障がいの有無に関わらず、一人一人の状態やニーズに応じた指導や支援を行います。
- ③ 特別支援教育指導員を教育委員会内に配置し、福祉関係機関との連携を行うことにより、早期に配慮が必要な子どもに気づく体制の充実を図ります。
- ④ 障がいの状況や適性に応じた十分な情報を提供するとともに、本人や保護者の意見を最大限に尊重し、将来を見通した適切な就学先の決定に努めます。

- ⑤ 教職員の障がいに対する理解を深めるため、研修の機会や教職員間の連携を通して指導の専門性を高めます。

(3) 生徒指導・教育相談体制の整備と充実

- ① いじめや不登校など生徒指導上の諸問題について、未然防止や早期発見、解消などに教職員全体で組織的に取り組みます。
- ② 教職員全体が教育相談の考え方を理解し実践できるよう、研修の機会を設けるなど校内の教育相談体制の充実を図ります。
- ③ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを積極的に活用し、問題行動の未然防止や早期の対応を図り解決につなげます。

(4) 学校安全の推進

- ① 児童生徒および教職員の新型コロナウイルスの予防対策を徹底し、感染しない、感染させない環境を作ります。
- ② 地域社会や保護者および関係機関と連携し、児童生徒の登下校時の見守り活動を継続し、不審者による事件、事故の発生を防ぎます。
- ③ 学校における安全点検や防災訓練などを通して、地震や台風などの災害に備えるための防災意識の向上を図ります。
- ④ 学校給食センターと連携し食物アレルギーのある児童生徒の対応を万全の体制で行い、安全で安心な給食を提供します。

(5) 就学支援および関係機関との連携の推進

- ① 経済的な理由により就学支援を必要とする家庭に対し、適切な支援を行い、義務教育の円滑な推進を図ります。
- ② 貧困や児童虐待など子どもの命を脅かす事案を未然に防ぐため、児童相談所など関係機関との適切な連携を図ります。

(6) 外国人児童生徒に対する教育環境の整備

外国人児童生徒の転入に対し円滑な学校生活への対応を図るため、日本語指導員の配置や日本語翻訳機を導入するなど教育環境を整備します。

(7) 金津高等学校との連携

市内唯一の高校である県立金津高等学校との連携型中高一貫教育の充実を図るとともに、生徒だけでなく教職員同士の交流を深めることで、互いの教育力の向上を図ります。

4 家庭・地域・学校が連携して、子どもの成長を見守り、支えることができるあ わら市全体の教育力の向上を目指します

(1) 家庭の教育力の向上

- ① 子どもの成長の根幹は家庭教育にあり、特に、子どもが幼い時ほど親の愛情が大切になるため、福祉関係機関と連携し、幼児期および小学校低学年の家庭教育の向上を図ります。
- ② 核家族化が進むなか、学校やPTA、教育委員会が中心となり、望ましい家庭教育のあり方についての研修や学びの機会を設けます。

(2) 地域の教育力の向上

- ① 子どもは、家庭での愛情とともに地域の中で認め、愛されていくことで自己肯定感が芽生え、望ましい大人へと成長します。子どもたちに地域の人たちが大切にしている祭りや行事、公民館活動などへの参加を促し、地域の一員としての自覚を高めます。
- ② 子ども会行事などへの関心を高めるため、市子ども会連合会などが中心となり、大人と一緒に参加しやすい行事の推進を図ります。

(3) コミュニティ・スクール化の検討

国が進めるコミュニティ・スクール制度など、学校、保護者、地域住民が一体となった学校運営のあり方を検討します。

5 誰もが生涯にわたって学び、心豊かな暮らしを送るために、生涯学習活動の充 実を図ります

(1) 多様な学習機会の充実・提供

- ① 市民一人一人が、生涯にわたって主体的に学び続けるための学習機会を増やし、内容の充実を図ります。
- ② 地区公民館の定期講座、単発講座においてオンラインを活用するなど創意工夫し、幅広い世代がいつでもどこでも学べる環境を整えるとともに、ホームページやSNSを活用して情報発信を行います。
- ③ 図書館は身近な生活情報館であることから、その機能を十分に活用できるよう、レファレンスサービスなど各種サービスの充実を図り、誰もが親しめる環境づくりを進めます。

(2) 地域人材の発掘・育成

- ① 地域固有の文化や、先人が培ってきた豊かな知識や技術を生かし、ふるさとを担う人づくり・地域づくりを促進します。
- ② 生涯学習地区推進員同士の交流を深めるとともに、まちづくり団体との連携を強化し、その地域の特性を生かした幅広い活動ができるよう支援します。

6 芸術・文化活動を進めるとともに、文化財の保護・活用の推進に取り組みます

(1) 芸術・文化の振興

- ① 市民が金津創作の森美術館において、企画展の鑑賞や創作活動を体験することにより、芸術・文化に対する興味や関心を持つとともに、本市が美術館を有することに誇りを感じられるよう、金津創作の森美術館の魅力化を推進します。
- ② 市民が日常生活の中で文化活動に親しめるよう、市文化協議会など文化団体活動への支援を強化し、成果発表の場を提供するとともに、新たな文化活動を促進します。

(2) 文化財の保護・活用の推進

- ① 郷土歴史資料館の企画展を魅力あるものにするとともに、歴史や風土を知るうえで貴重な文化財の保護や市民への広報活動を積極的に行い、ふるさとへの興味関心の喚起と愛着の醸成を図ります。
- ② 地域に根差した文化遺産を継承するとともに、文化資源として多方面の活用を推進します。

7 誰もが健康な心と体で活力ある生活を送ることができるよう、子どもから高齢者まで幅広い世代が親しみ楽しめるスポーツ活動を推進します

(1) 生涯スポーツの推進

- ① スポーツ協会と連携し、各種スポーツ事業の内容を充実させ、魅力化を図ります。
- ② 総合型スポーツクラブである「あわらトリムクラブ」やスポーツ協会の各団体を指導・育成し、幅広い世代のニーズに対応できる生涯スポーツの推進体制を充実します。
- ③ スポーツ推進委員やスポーツ少年団活動の指導者および育成母集団への指導や研修の機会を持ち、指導者の資質の向上と育成に努めます。

(2) 競技スポーツの推進

- ① スポーツ少年団活動をはじめとしたジュニア選手を育成する活動を支援するとともに、有望なジュニア選手を継続的に強化できる環境を整備し、将来のトップアスリートの輩出を目指します。
- ② 令和3年に開催される全国高等学校総合体育大会開催の成功に向けて、市民の関心を高めるとともに、大会終了後も福井国体と同様にレガシーとして生かし、カヌー競技の普及と競技力の向上を図ります。

(3) スポーツ施設の整備・充実

- ① 利用者が安全に安心して利用できる環境づくりを進めるため、スポーツ施設の計画的な改修を行い、長寿命化を図るとともに、将来の維持管理を考慮した施設の充実に努めます。
- ② 利用者の利便性を向上させるため、施設予約のシステム化など、効率的な管理運営を進めます。

V 新たな時代を見据えた環境づくりに向けて

<教職員の資質・能力の向上>

学校教育の担い手である教職員は、子どもたちの成長に直接関わるものであり、その人格形成に大きな影響を及ぼします。また、子どもたちと夢や希望に向かって共に成長する存在でなければなりません。

加えて、近年では少子高齢化、グローバル化、ICTの進展など社会が大きく変化する中で、学校を取り巻く環境も急激に変化しており、教職員もこの変化に対応できる資質や能力を確実に身に付けることが求められています。

このため、常に最新の専門的知識や指導技術を身につけるための研修や研究活動を継続して行い、教職員のさらなる資質・能力の向上を図ります。

<学校の業務改善と教職員の働き方改革の推進>

昨今、学校教育の根幹をなす教職員の働き方改革と業務の改善が求められています。また、県は、時間外勤務月80時間以上の教職員をゼロとするよう目標を掲げています。

本市においても、校務支援システムの導入や生活支援員・学校運営支援員などの配置を進めていますが、大きな課題としては、教職員の担う業務が多岐にわたること、とりわけ中学校の部活動指導が大きな負担となっていることがあげられます。

こうした課題を一つ一つ着実に解決していき、教職員が心と体を健康な状態で子どもたちの教育に生き生きと取り組むことのできる環境づくりに取り組みます。

<社会の変化に対応した教育施設の整備>

新型コロナウイルスの感染拡大や夏場の熱中症の常態化、さらには、集中豪雨や台風、地震などの自然災害が多発化しています。

このため、環境の変化への対応に加え、避難施設としての機能も求められていることから、老朽化対策をはじめ空調設備や衛生設備の整備、さらにはユニバーサルデザインに配慮した施設整備を進めます。

あわらし教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、あわらし市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、あわらし教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画に係る調査研究
- (2) 基本計画の案の策定及び教育委員会への提言
- (3) 前2号に掲げるもののほか、基本計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係機関又は教育関係団体の代表者

3 委員の任期は、基本計画が策定されたときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(専門委員会)

第6条 専門的な事項に係る調査研究を行うため、委員会に専門委員会を置き、専門委員15人以内で組織する。

- 2 専門委員は、教育委員会事務局に属する職員のうちから、教育長が指名する。
- 3 専門委員の任期は、基本計画が策定されたときまでとする。

(庶務)

第7条 委員会及び専門委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

策定体制

教育振興基本計画策定委員会専門委員会において素案を作成します。これを、教育振興基本計画策定委員会で検討し、教育委員会に提言します。



策定経過

日付		会議名	内容
令和3年	7月	専門委員会（随時）	教育振興基本計画（案）の方針、策定スケジュール等について協議
令和3年	8月23日	第1回あわら市教育振興基本計画策定委員会	教育振興基本計画（案）の方針、策定スケジュール等について説明・意見交換
令和3年	8月～9月	専門委員会（随時）	素案作成
令和3年	9月10日	第2回あわら市教育振興基本計画策定委員会	素案の審議、協議
令和3年	9月～10月	専門委員会（随時）	修正案作成
令和3年	11月5日	第3回あわら市教育振興基本計画策定委員会	修正案の審議、協議
令和3年	12月20日	教育振興基本計画（案）の提言	
令和3年	12月	議会、教育委員会報告	
令和4年	1月14日	パブリックコメント募集 （～1月31日まで）	ホームページ及び教育総務課窓口にて ※意見なし
令和4年	2月24日	教育委員会 議決	

教育振興基本計画策定委員会・専門委員会名簿

あわら市教育振興基本計画策定委員会

No.	氏名	職名	備考
1	戎利光	福井工業大学スポーツ健康科学部 学部長・主任教授	学識経験者
2	林秀	市社会教育委員 議長	
3	藏野幾夫	市図書館協議委員会 委員長	
4	吉田純一	市文化財保護委員会 委員長	
5	田端俊治	市スポーツ推進審議会 委員長	
6	高橋範博	市PTA連合会 会長	
7	志田聖一	市校長会 会長	
8	巻田真由美	市教育研究会 会長	

あわら市教育振興基本計画策定委員会専門委員会

No.	氏名	職名	備考
1	江守耕一	教育部長	
2	岡田晃昌	教育総務課 課長	
3	笹木幹哲	文化学習課 課長	
4	宮川利秀	スポーツ課 課長	
5	井口清美	教育総務課 学校給食センター 所長	
6	常廣一頼	教育総務課 教育審議監	
7	吉田さゆり	教育総務課 課長補佐	
8	小嶋裕子	文化学習課 課長補佐	
9	九千房英之	文化学習課 郷土歴史資料館 副館長	
10	橋本幸久	文化学習課 郷土歴史資料館 館長補佐	
11	山本昌明	スポーツ課 課長補佐	
12	上木大輔	スポーツ課 課長補佐	

第2次あわら市教育振興基本計画（前期計画）

発行：令和4年2月

あわら市教育委員会

編集：あわら市教育委員会教育総務課

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

[TEL:0776-73-1221](tel:0776-73-1221) (代)